

もつともな御質問でございまして、目的では「事業場における事業活動」云々と書いてございます。先生の御質問は、第二条で、「この法律に規定する特定施設」とは、「云々」ということで特定施設をとらえていて、第一条では事業活動全体をとらえているじゃないか、こういう御質問でございますが、第二条の二項をこらんになりますと、「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいふ。ところで、この法律で取り締まっております。規制基準と申しますのは、工場全体、つまり工場の敷地の境界線で基準をきめよう、こういう趣旨でございまして、その中で、工場の中でも大きな音を出さず、施設を特定施設として特別押えまして、そうして工場、事業場における事業活動全体を境界線のところで基準としてとらえて押えよう。ただ、御指摘のように事業場の中にはこまかい施設もござりますけれども、大きいものを音の関係からはとらえれば大体適当でございますので、そういうふうに第一条なり第二条の一項、二項の仕組みを考えたわけでござります。

でみると、どうも矛盾を感じる。施設そのものが音を出さんだということになればこの法律の書き方を変えなければいけないと思うんですね。すなはちに解釈した場合そうなると思うんですが、いかがですか。

○政府委員(武藤琦一郎君) いま御説明いたしましたように、この法律の第一条の目的では、工場、事業場の事業活動による騒音を取り締まる。その取り締まる基準は第二条の二項にありますように、敷地の境界線における基準をきめよう、こういうことでござりますので、事業場全体の騒音を取り締まるということでございます。ただ、工場の中の特定施設を特に届け出をさせまして許可に近いような形で規制をしておりますのは、やはりその事業活動の中で中心あるいはほとんど大部分を占めております騒音発生施設を特定施設としてとらえまして、それを届け出をさしていろいろ事前からチェックをしていく、こういうことでございます。

それから、先生御説例の……

○大倉精一君 ちょっと答弁が遠いからもう一べん言います。私言つておるのは、事業場において施設をしておるその施設ですね、その施設そのものからワーッという音が出る、これを取り締まりの対象にするということをあなたおっしゃておると思うんですけども、しかし、施設そのものから音が出ないけれども、その施設を使って事業活動をすることによって必然的にそこに大きな音が出て。事業場全体の音というくわいにいま答弁がありましたが、そうすれば、施設から音が出て出ないにかかわらずその事業場そのものから出る音、そういうぐあいに解決できると思うんですね。その辺がどうもはつきりしない。

○政府委員(武藤琦一郎君) 先生いま御説例の、たとえばガソリンスタンドの事例のような問題でございますが、その問題につきましては、その工場からは、特定施設はないけれども工場が存置することによって音が出来るという場合は、当然、規

まるということになつておるわけござります。ただ、まあ先生御設例のガソリンスタンドそのものが音を発するわけはございませんので、そぞうにつきましては地域的な実情に応じまして第二十八条の深夜騒音のところで、条例で地方政府公共団体が実情に応じまして営業時間等を制限することによつて必要な措置を講ずるということによつてで、二十八条で地方政府公共団体にいろいろ規制の措置をやらせるようについたしておるわけでござります。

居住地域である場合においては、居住地域の許容基準で測定をするというんですね。——わかりました。わざとあります。そこで、かかる寄体は何であるか。何ボンであると言われると思うんですね。けれども、一体、何をはかるのだということですね。たとえばそこにたくさんものがある。そうすると総合してワーッと音が立っておるという場合に、何をはかるのか。たとえば特定の施設が音を出しておれば特定の施設をはかればいいんですね。特定のワーッといやうつをはかればいい。そうでなくして、特定の施設というものは音は出しておりますが、たいした音でない、必然的に総合的に騒音を出しているという場合に一体何をはかるのか、何を許容基準とするのか、これが一つの問題である。

○政府委員(武藤琦一郎君) 散地の境界線における音の大きさの許容限度ということで、音の大きさを法の規制基準として考えておりまして、大体いま各府県の条例でも行なわれておりますボンといふのははからうと思つております。このボンのはかり方はJISがそれぞれきまつておりますので、こまかくJISのほうではかり方はきまつておりますから、先生の御心配のように、工場のわきの住宅地帯における規制基準がそれによつて守られるということは間違いないわけでございます。

○大倉精一君 私は、これはまあウナギ問答になりますからこの程度でやめますけれども、大体規制する音、騒音とは何だ、これがはつきりしないんです。騒音とは何だ。たとえばワーッといふ機械の施設の音がする、周囲はやかましくてどうにもならぬ。たとえばマイクロボンでワーッとやる、やがましくてどうにもならぬ。これは騒音ですね。そうでなくて総合的にワーッと音が出る騒音、これを一体どうやってはかり、どういう基準をつくるか。あとで私は自動車関係でお伺いしたいく思うんですけれども、自動車がずっと走つて

いと、規制しても、一台の自動車ならいいんです。が、何台か走った場合に総合して騒音となる。だから騒音といいつつかみ方がはつきりしないと思うんです。そういう点はどうお考えですか。どうも騒音というのは、あなたたちが考へているのは、

てやつていたんだみたいと思ふ。

摘のような線を正しくそれぞれ地方に指導するつ

が、何台か走った場合に総合して騒音となる。だから騒音といつつかみ方がはつきりしないと思うんです。そういう点はどうお考えですか。どうも騒音者というのは、あなたたちが考えているのは、何ポンとはかるといつても、工場全体がワーッとした音を発生しておるという場合に何ポンではかかるかどうか、ということですね。

○政府委員(武藤瑠一郎君) 現在、音の大きさについては大体ポンということでJISがきまっておりまして、先生のおっしゃる音の大きさといふものを、大体この法律では許容限度として考えております。

○大倉精一君 これでやめますが、私は何ポンといふ、そういうかたまた頭じゃなくて、実際にその場を見て、それでこういう音の状況であれば、いわゆる住民の生活環境を乱す、あるいは健康を害するといった場合には、何ポン、何ポンといふやくし定木ではなくて、やはり規制対象にしなければならぬと思うんですが、そういう点はお考へになつておるかどうか、最後にひとつ。○国務大臣(園田直君) この立法の精神は、生活環境を守る、これが立法の精神でありますから、御指摘のとおりに、生活環境を守るというふうなことを基準にしてやれば、ただいまの御意見のように、一つの音ではなくて、そこに住む人間の環境を守るといふ、こういう意味ですから、いま先生のおっしゃつたような御意見だと私考へております。

○大倉精一君 いまの大臣の御答弁で、固定した一定の音じゃなくて——音の基準ではなくて、あくまでも生活環境を守る、この観点から、その工場、事業場等におけるところの音の実態からやはり規制していく、こういうぐあいに私は解釈いたします。それでぜひそれはお願ひしたいと思う。ですから、そうなつてこないで、騒音といふものだけとらえていくと、騒音の規定が非常にあいまいになるということありますから、住民の生活環境に影響する音、こういうぐあいに考え

てやつていただきたいと思う。それから、問題は第三条です。これはいかに完全無欠な法律であっても、第三条による特定工場において発生する騒音について規制する地域として指定されなければ、この法律といふものは全然役に立たぬのですね。ですから、この指定をするということについて公正を期さなければならぬが、指定をするということの公正を期するということについて、どういふぐあいにお考えになつておるか、お伺いしたい。

○政府委員(武藤琦一郎君) この三条で、都道府県知事が市及びその周辺の地域で住民の生活環境を守る必要があるといふ地域を指定するわけございまして、あると認める地域を対象にするわけございます。したがいまして当然、都道府県知事は、市町村長から意見をよく聞きまして、地域を指定するわけでござりますので、心配の点はない、かように思つております。

○大倉精一君 これは心配がないとおっしゃるから、私たちもそう思いたいと思う。思いたいと思うが、いや、これはこの程度の住宅の集合ではまだ指定する必要でないとか、あるとかということは必ず問題になる。特にこれは、そういうこととは考えたくないんですかけれども、工場とか、そういうところからいろいろなやはり働きかけがあると思うんですよ。ですから、そういうもののがあって、この指定を公定にされないということになると、この法律全体がだめになつてしまふ。だから、この指定というものをするもつて公正に行なうといふこと、これがこの法律のポイントだと私は思うんですね。ですから、大臣、公正に指定されるということについてひとつ格段の御配慮を願いたいと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(國田直君) この点は十分注意をしなければならぬ問題であると考えますから、御指

○大倉精一君 次に、第四条関係なんですかけれども、第四条の第一項に、夜間、昼間あるいは区画ごとの規制基準をつくる、こう言われましたが、これはさっきの大臣の御答弁は、この規制基準の内容についても環境保全をするというの観点から基準をつくるんだと、こう私は解釈をしてこの項目の質問はやめますが、ぜひともそちらで聞いてみたいと思います。同時に、この第二項の「指定された地域の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することができる」といふときは、「云々と、こうあるのですけれども、当該地域の自然的、社会的条件といふのは、たとえどんなのがあるか、一、二の例をあげていただきたい。

○政府委員(武藤琦一郎君) 都道府県知事は、国が示します基準、すなわち住居専用地域あるいは居住地域、商業地域、工業地域、この地域ごとに、それぞれ朝晩の基準をきめるわけでござりますが、その範囲内で都道府県知事が当該都道府県内に基準をきめた場合に、ある特別の市町村の工業地域で、その地域はほかの地域と違つて工員さんの寄宿舎が相当たくさんある、夜はほとんど住居地域と変わらないような状態になつているといふ場合は、その市町村が条例でほかの地域の居住専用地域並みの夜の基準をきめる、そういうような場合が考えられるとすれば、その例じやなかろうかと、かように思うわけございます。

○大倉精一君 ほかの例はないですか、自然的……。

○政府委員(武藤琦一郎君) 観光地域で旅館が非常に集合している、そこは商業地域ではあるけれども、やはり観光客のために夜は住宅地域と同じような静けさがほしいという場合は、住宅地域と同じく、その基準をその市町村でできることが考えます。

○大倉精一君 じゃ次に、第六条関係ですけれども、これは非常に重要な問題だと思うのですね。要すれば、大臣からお答え願いたいと思うのですが、けれども、届け出制になつておるんですね、今度の法律は、これは前からいろいろな規制があつたのですけれども、單なる届け出ではぐあいが悪い、けれども、届け出制になればならぬといふのが初めのお考へで、許可制にならなければならぬといふのが初めの考へで、それが届け出制になつたということは、届け出さえすれば何でもやれるんだと、こういうことになつて、この法律が非常にやわらかいものになつてしまつたということになると思うのですが、どういうわけで許可制になつたか、届け出だけとめたか、これは非常に疑問を持つつのですけれども、この点についてひとつ御解説を願いたい。

○政府委員（武藤琦一郎君） 届け出制と許可制の問題でございますが、現在各府県なり市町村の条例を見ますと、ほとんど全部騒音につきましては届け出制をとつております。この法律をさらにしなればおわかりになりますように、六条、それから九条の計画変更、それから十二条の改善勧告並びに改善命令というように、届け出制はとつておりますけれども、事前事後の厳重な監督ができるということで許可制に近いような制度になつてしまつたわけでございまして、当初、一部につきまして許可制を考えたこともございましたけれども、この法案の最終的な段階では府県の条例と同じように届け出制にしたという事情でございまして、それで少なくとも騒音については十分担保できるというふうに考えております。

○大倉精一君 そういう解説は新聞でも見ました。見ましたが、だれが何と言つたって届け出制と許可制とは違うんですよ。改善命令が出されおりましても、これは許可制であつて初めて届け出制にしたといふ事情でございまして、できつい改善命令が出せるんだけれども、届け出制と改善命令とは関係が薄いのですね。ですから、これは多く言いませんが、私は非常に勇あるから改善せよということになるのですね。ですから、

念だと思うのです。これは大臣、やつてみて、どうしてもぬるいということになれば、やっぱり将来許可制にすべきだ、こういう必要があれば直さなければならぬと思いますが、大臣どうお考えですか。

うのがあるのかといつて査察に行くのですけれども、届け出がなければ査察にも行かない。そんなのはほりつておいて知らぬ顔になってしまふ、とういうおそれがありますけれども、その施設を増加することによって大きな弊害があるとかないと加いう判断は、どこですることになるのですか。

けておるといふことだけを指摘しておきましょ
う。そういうことのないよう十分注意してやつ
てもらいたい。

それから、あと——いろいろ聞いてきまして改
善命令とかなんとか言いますけれども、問題にな
るのは第十三条ですね。改善命令を出したり何とか
う。

ですから、そうなつてきたら、一体何のための騒音規制かということになつてきて、ここまでくると、小規模経営者のための何かここに歎詠めができる。これは一番大事なことですけれども、どちらに重点を置くのですか。小規模経営者が困るということを重点に置くのか、小規模経営者

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 29, No. 4, December 2004
DOI 10.1215/03616878-29-4 © 2004 by The University of Chicago

これは文字の上から言つても許可制のほうがきついことは当然でありますと、当初原案には許可制を考へたわけでありますと、各省との折衝の段階において工業立地規制法と同時に出すべきであるという考え方もありましたし、手間取つておると長くなりますが、八条その他のこれを補う事項がありますので、届け出制をお願いすることに妥協したわけでありますから、この点はわれわれとしても十分注意をして、将来の実施の状態を見なけばならないと考へております。

○政府委員(武藤琦一郎君) 第八条のただし書きのところに「主務省令で定める範囲内である場合」とは「区々と書いてあります。省令でどういう場合といふらに基準を大体きめるつもりであります。たとえば、この届け出を受けた機械がもう一台ふえるとか、あるいは二台ふえるとか、そういうふうに機械機械によりまして、機械がふえることによって音の大きさがふえない範囲を省令できめたい、かのように考えております。もし先生の御心配のように、万そりいう事態がくずれた場合

する場合に、「その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない」。(小規模の事業者に対する配慮)ですね。この一項目がありますので、みなばあになってしまふ。何を配慮するか。——これをやれば非常に困るだろうとなれば、結局何もできないことになるんじやないですか。ですから消音機みたいなものです。この法律の消音機みたいなものがあるんですね。

○政府委員(武藤埼一郎君) 先生の御指摘のよう

當者の事業活動によってその地域の住民が非常に犠牲をこうむっているのを救うという、ここに重点を置くのか、これはどちらですか。

○政府委員(武藤琦一郎君) もちろん、この法律は国民の生活環境を守るということが重点でございます。ただ、実施の段階でそういう事業者の中に——そこにはありますよな十人以下程度の、いわば生業的な事業者に対する配慮を十三条で書いたということでござります。

○國務大臣(園田直君) いまの御指摘の点は、き

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

○大臣精一君　これはいろいろ答弁されますけれども、厚生省としては本旨ではないと思うのです。ですから、こういうものができたのですから、不完全であれば将来直す、これくらいのことをやつぱりやつてもらわなければ――実際人間の

○大倉精一君 その改善命令を出すのですけれども、私の言うのは、施設者なり事業者がかつてに自分でできめ込んで届け出をしなかつた場合には、査定もできない、知らぬ顔をして通っていく。改当然であります。

に、騒音問題は、小規模の事業者がなして、実際の問題を起こしている事例が多くあります。しかしながら、小規模事業者は、いろいろ財政上の問題で大きい業者とは違つて、苦しい事情があるわけですが、ざいます。が、そこで配慮をするといふのは、中身を甘くしてやるということではなく、せん

わめて公害に対する基本問題で、重大な問題であると私も考えます。これを実施するにあたっては、ほど注意を要するが、将来この個案において検討しなければ公害という問題がくすぐれるおそれがある。これはたとえ、はつきりそれが零細企業であろうと小規模企業であろうと、公害については住民

Digitized by srujanika@gmail.com

側に立てさせてもらうのはあなたの方のほうなんですね。あとは事業場のほうに立ちますから、この法律の目的から言つて人の住む環境を守るというのが本旨ですから、き然としてひとつやつてもらいたいと思います。

査定もできない、知らぬ顔をして通していく、改善命令もない、こういうことです。ですから、いまあなたは省令でそれはきめると言っておりましけれども、その辺がどうも私は、あくまで事業者本位にこの法律ができるて、いるような気がして、しかたがないのです。

身を甘くしてやるといふことはございませんで、たとえは資金等の不足している業者について、そういう点を考慮して改善期間を多少長くするとか、あるいは段階的に改善をさしていくとかいうことで、中身そのものを甘くしようといつもではありませんで、実施時期とか改善方法を

らうと小規模企業であろうと、公害についてばかりではなく、民の生活環境を守るということが重点であって、その事業の育成ということは他の面でこれは考慮されるべきであつて、それに対する勧告とか、あるいは公害防止の施設等について、これはみるべきではない。こうしたことによつて事業が支障を来さない

— 10 —

の規定がありますけれども、第六条の一號から五號まで、この点は都道府県知事に届け出をしなければならぬとなつておりますけれども、その間に特に八条のただし書きで、施設を増加してもそれ以上音が大きくならぬのだ、あるいは弊害がない

○政府委員(武藤琦一郎君) その点につきましては、第八条の届出は第六条の届出と同じように罰則で担保してござりますので、事前によく行政指導をいたしておきたい、かようになっておりま
す。

段階的にやっていく。そういうわけでござります。

すなら、ほかの面で国家が金融をしてやるとか、あるいは施設の補助をしてやるとか、育成のことなどは別に考へるべきであつて、公害の場合にその事業がどうこうということとは、これは一部の参考事項である。この点ははつきりしておかなければ、公害といふものの本質がくずれてくる。これによれば

こういうふうになつておりますけれども、それ以上音が大きくなるとからぬとかいうことは、だれがきあるのですか。その施設者が自由に判定をして、これはこの程度のことならば届け出をしなくていいだらう、こういうことになるのですか。そういった場合に、届け出で初めて、そういう

いうことだけは、一つ指摘しておきましょう。たとえば、ある施設について自分の判断で、これは省令の基準にまでいいから届け出をやらないでもいい——届け出しなければ、あるかないが、あなたのほうではわからないはずですから、改善命令もへちまもないです。そういうことで抜

機經營の事業活動によつて周囲の住民の生活環境が維持できないといふ、これを基本に置かなければならぬ。したがつて、これを配慮して改善命令を出すとか、期間を長くするとか、何とかすることになれば、その期間、住民といふものは著しい犠牲をがまんしなければならないことになる。

○大倉精一君 大体、大臣の意図はわかりますけれども、端的にひとつ詰めてお伺いしますが、小規模の事業に対する配慮は別の観点から配慮すべきであって、その事業活動によつて騒音による公害が発生しておる場合においてはすみやかにそ

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 28, No. 4, December 2003
DOI 10.1215/03616878-28-4 © 2003 by The University of Chicago

だと思うのです。これはあまり深く申し上げませんけれども、先ほどの厚生大臣の御答弁のように、そこに公害がある。そこに公害があるとするならば、その公害を取り除く、あるいは防御する、こういう措置をすみやかにやって、その上に立つていろいろな技術的な開発をしてもらうことが順序だと思うのです。

それから、ロングスカートとか、そういうものができるまで待て、こういうことになりますと、公害は依然として継続するということで、この法案の趣旨にあるどると思ひますので、特にこれは要望しておきます。

もう一つは、さっきの自動車の騒音についてはどうやつてチェックしますか、あるいは排気ガスは……。

○説明員(内村信行君) 新幹線の問題につきましては御趣旨を体しまして、厚生省とよく連絡をとりましてやります。

それから次に、自動車の騒音の問題でございますが、現在、個々の自動車といたしましては、道路運送車両法に基づきます保安基準で、これは走行騒音の場合八十五ボン以下というふうに定めております。現実には八十五ボン以下七十ボン程度になつてゐるかと思ひます。ただこれも、いまやつておりますのは、一定の速度で動いておりま

す走行騒音の場合でございまして、さらに今後車両が稠密化したり、交通がさらに高速化してまいります。そういうことを考えながら加速騒音の問題、あるいは高速騒音の問題、そういうことについて必要な技術的な措置をはかつてまいりたい、こういうふうに考えております。

ささらに総合的に申し上げますと、これはあるいは私のほうから申し上げるのは適切でないかも知れぬと思いますが、交通騒音というものは、先ほど先生のおっしゃいましたように、いろんなものがまじり合わざつて出でてくる問題でございます。したがいまして、こういったものにつきましては、個々の自動車騒音の取り締まりだけでは足りないといふ問題がござります。その問題では、一つは

道路構造の問題とか、あるいは道路構造を改良するとか、あるいは交通規制を行なうとか、万般の措置を総合的にとつてまいらなければならぬといふことをございますので、その辺もつと厚生当局とも十分御相談をいたしまして、しかるべき措置をとりたいと思っております。

○大倉精一君 非常に前途遠の理想を持つておられますけれども、これもさつき言いましたように、こういうむずかしいことが達成できるまで、この騒音に悩まされなければならない。こういうことが起こるわけですね。何か自動車の騒音については道路運送車両法ですか、それによって制限をしているから、あえて法律の中にうたわぬでもいいといふことであつたよりですけれども、運輸省の法規で、どううところで一体これはチェックしているんですか。いまお聞きしますといふと、何か車両がどれだけ以上の音を出しちゃいけないということを規制しているとおっしゃるのですけれども、それは一台の車両についていえば、それはその音だけいいと思うのですよ、しかし騒音といふものは一台だけではないのです。たとえば環七に立つてみましても、べらぼうな台数がずっと来るのですよ。ですから一台一台の音の総和がいわゆる公害となつてあらわれ、そこに公害が発生する。一台では発生しない、一台で発生するのは若い人がマフラーをとつてキューと走るやつだ。あれなら一台で騒音を発生しますが、そうではなくて、たくさんのが集まつてきて、総合的に公害が生ずる。そういう御認識があつておられると思いますが、それをどうやって防止するのか、それをはつきり聞かしてください。

○政府委員(武藤琦一郎君) 個々の自動車の騒音につきましては、いま運輸省からお話をあつたところでは自動車の騒音といふものは規制できません。これは厚生省から伺いたいのです。これは厚生省から伺いたいんですけれども、一体どこでできるんですか。これを聞いた

○政府委員(武藤琦一郎君) 個々の自動車の騒音の改善については、いま運輸省からお話をありますけれども、自動車の構造の改善自体に待つわけでございますが、多くの自動車が運行することによって起きます騒音について、あるいは高速道によつて起きます騒音について、あるいは高速道路によって起きます騒音についてはどういうふうに対処するか、こういうお話をございますが、この点につきましては先ほども運輸省が触れられましたようにござりますので、その辺もつと厚生当局とも十分御相談をいたしまして、しかるべき措置をとりたいと思っております。

○大倉精一君 時間が超過したといふ通知が来ましたが、もうちょっと聞きますが、それでは自動車の騒音の公害を取り除くという配慮は一つもなつかないですか。道路ができ、グリーンベルトができるから一体どのくらいたつてからできるんですか。その間に何も規制するものがないんでしょ。車両法でやるといつても、それは一つの車両から発生する音だけを規制するのであって、そこには公害がない。しかも、これは非常にむずかしいと思うんですよ。交通量によつて音の規制もしなければならないことになる。そうすると、スピード制限のように、この道路はどれだけだ、この道路はどれだけだということをしないと規制はできない。だから厚生省としては、まず基本的に自動車高速道路、新幹線の公害の基準をきめ、これを防ぐための法律案をお願いすることの技術的な面に非常な困難がございまして、それもまとめて出そうとする、非常に御審議願うのがおくれますので、とりあえずこの二つは検討を続けることにして、それを除いてできたものだけお願ひします。技術的とは音をなくする技術的ではなくて、者からこれを買ひ取れという要求を受け入れるとか、いろいろ問題がありまして、それをまとめようとすると、まだまだ技術的に困難な点があります。技術的とは音をなくする技術的ではなくて、自動車高速道路、新幹線の公害の基準をきめ、これを防ぐための法律案をお願いすることの技術的な面に非常な困難がございまして、それもまとめて出そうとする、非常に御審議願うのがおくれますので、とりあえずこの二つは検討を続けることにして、それを除いてできたものだけお願ひします。技術的とは音をなくする技術的ではなくて、自動車高速道路、新幹線鉄道といふものに早急に、これはいまの検討をそのまま続けてやらなければならないことがあります。たとえば、いま事務局から言いました技術的な検討というのは、その中のごく一部でございます。

○大倉精一君 これは、さらに続いて検討するところでは、とりあえずこの二つは検討を続けることにして、それを除いてできたものだけお願ひします。技術的とは音をなくする技術的ではなくて、自動車高速道路、新幹線鉄道といふものに早急に、これはいまの検討をそのまま続けてやらなければならないことがあります。たとえば、いま事務局から言いました技術的な検討というのは、その中のごく一部でございます。

○政府委員(武藤琦一郎君) 個々の自動車の騒音につきましては、いま運輸省からお話をあつたところでは自動車の騒音といふものは規制できません。これは厚生省から伺いたいのです。これは厚生省から伺いたいんですけれども、一体どこでできるんですか。これを聞いたときにござりますが、実はこの法律案をお願いするにつきましては、関係各省との連絡で非常に手間どつたわけだと思います。正直に申し上げまして。そこで手間どつた理由というのは、公害に対する政府の基本的な精神といふものがなかなか関係各省で違います。私のほうは生命と健康が主であつて、それ

に他のものが従うといふ意見だし、他の所管の方々はやはり自分の所管のものの育成といふのを大事に考えている。それで手間どりました。しかし、いま御指摘の自動車高速道路、新幹線、これはこれから省いたといふわけではございません。これはから省いたといふわけではありません。たとえば新幹線にいたしますると周辺用地をどの辺までにきめるか、あるいはそこに住居する者からこれを買ひ取れという要求を受け入れるとか、いろいろ問題がありまして、それをまとめようとすると、まだまだ技術的に困難な点があります。技術的とは音をなくする技術的ではなくて、者からこれを買ひ取れという要求を受け入れるとか、いろいろ問題がありまして、それをまとめようとすると、まだまだ技術的に困難な点があります。技術的とは音をなくする技術的ではなくて、自動車高速道路、新幹線の公害の基準をきめ、これを防ぐための法律案をお願いすることの技術的な面に非常な困難がございまして、それもまとめて出そうとする、非常に御審議願うのがおくれますので、とりあえずこの二つは検討を続けることにして、それを除いてできたものだけお願ひします。技術的とは音をなくする技術的ではなくて、自動車高速道路、新幹線鉄道といふものに早急に、これはいまの検討をそのまま続けてやらなければならないことがあります。たとえば、いま事務局から言いました技術的な検討というのは、その中のごく一部でございます。

○大倉精一君 これは、さらに続いて検討するところでは、とりあえずこの二つは検討を続けることにして、それを除いてできたものだけお願ひします。技術的とは音をなくする技術的ではなくて、自動車高速道路、新幹線鉄道といふものに早急に、これはいまの検討をそのまま続けてやらなければならないことがあります。たとえば、いま事務局から言いました技術的な検討というのは、その中のごく一部でございます。

○政府委員(武藤琦一郎君) これは、さらに続いて検討するところでは、とりあえずこの二つは検討を続けることにして、それを除いてできたものだけお願ひします。技術的とは音をなくする技術的ではなくて、自動車高速道路、新幹線鉄道といふものに早急に、これはいまの検討をそのまま続けてやらなければならないことがあります。たとえば、いま事務局から言いました技術的な検討というのは、その中のごく一部でございます。

○国務大臣(園田直君) いま対策だけ言つておりますが、実はこの法律案をお願いするにつきましては、関係各省との連絡で非常に手間どつたわけだと思います。正直に申し上げまして。そこで手間どつた理由というのは、公害に対する政府の基本的な精神といふものがなかなか関係各省で違います。私のほうは生命と健康が主であつて、それ

の排気ガスによって公害がそこに起るのではな
い。一台一台の自動車の吐くガス、それがたくさん集まつて、そこに公害が発生するのですね。で
すからこれも、運輸省の規制では公害は除くこと
ができる。こう私は思うのですよ。ですからこ
れも、非常にむずかしい点はあるらかと思いま
すが、これも大臣どうですか。やはり騒音と一緒に、引き続いて御検討なさるという御決心か。そ
の点をひとつお答え願いたいと思います。

○国務大臣(園田直君) 自動車の排気ガスのはう
は大気汚染防止のほうで御審議を願うことにして
おりますが、さらにその検討を続けていきたいと
思っております。

○大曾根一君 最後に、時間がないようですから
簡単に……この法律をずっと逐条的に見てみま
したが、どうも、どこやら抜けている。そして実
際取り除かなければならぬ公害といふものが、依
然として、これでは尽きないと思うのです。です
から私は、依然としないものがあるのですけれど
も、これは各大臣がそれぞれの立場に立つて論議
されば、当然こういうかこうになるだろうと思
う。私は公害基本法のときにも言つたが、大体
厚生省と通産省とは立場が違う。立場が違うもの
が大気汚染を共管事項にしておるのは、これはお
かしいですよ。北ベトナムと南ベトナムが一緒に
なつて相談するといふようなもので、これはとて
も無理なものです。そういうもの克服して、私は厚生大臣に対
して、ほんとうに公害を取り除いて国民を守つて
もらいたいと思います。これだけ要望しておきま
す。

最初に、法制局に言つた第一条と二条。これは
法律ができれば一人歩きしますから、もう解釈は
裁判所でかつてにしますが、これは矛盾があると
すれば、やっぱり直さなければならぬと思う。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記をつけて。

○大曾根一君 いまここに御出席の法制局の方か

ら、大体直さなくともいいだろうというお話をす
かる、これはこのままにしておきます。

以上で終わります。

○柳田桃太郎君 なるべく重複しないように質問
いたしたいと思いますが、もし聞き漏らした点が
ございましたならば、これはすでに答弁してある
ます。

まず最初に、厚生大臣にお伺いいたしますが、
公害関係法案は、多少不備の点があるとは言ひな
がら、先に水質保全に関する法律があり、今回大
気汚染防止の法律と騒音の規制に関する法律が提
案されてまいりまして、これらが成立するという
ことになりますと、おもな公害の面をカバーし
て、大いに生活環境の改善に資するものがあると
いうことで、私どもは非常に賛成をするものでござ
ります。しかしながら、事実公害として発生し
ておりながらまだこの規制法ができていない。た
とえば震具であるとか、あるいは地盤沈下である
とか、あるいは震動の規制であるとかといふよう
なものが残つておりますが、これらをどうするお
考えであるかということを、まずお伺いいたした
いと思います。

○国務大臣(園田直君) 震具の規制の問題は、こ
れは非常に大事な問題で、問題が起きております
が、いまなお、この規制についての設定方法等に
関する科学的な研究が不十分な点がございます。
そこで、今後必要な調査研究を急いで、規制措置
等に対処したいと考えておりますが、とりあえず
は震具等に関する対策としては、公害防止事業
団の活用等によって問題の起つておるところを
処理していくことを、それから、地盤沈下について
は現在工業用水法及び建築物用地下水の採取規制
法によって地下水の採取の規制を行なつております
が、この問題についても将来検討していくべきと
と考えております。

○柳田桃太郎君 次に、公害基本法にも、なお今
回提案になりました二法案にも、それぞれ政府の
公害に対する監視、測定、試験研究、検査あるい
は研究結果の普及等について規定がござります
が、事実上現在の試験研究その他の整備状況は十
分であるとお考えになつておられるかどうか。ま
ず総括的にお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) 試験研究機関は各省
にそれぞれございまして、たとえば厚生省では公
害を取り締まりますと大部分、震動も解決する部分
もござります。しかしながら、震動につきまして
も、いま震具と同じようないいろ技術的な問題
がござりますので、検討いたしたい、かように考
えております。

○柳田桃太郎君 これらについて諸外国において
いたしましたならば、これはすでに答弁してある
ます。

まず最初に、厚生大臣にお伺いいたしますが、
公害関係法案は、多少不備の点があるとは言ひな
がら、先に水質保全に関する法律があり、今回大
気汚染防止の法律と騒音の規制に関する法律が提
案されてまいりまして、これらが成立するという
ことになりますと、おもな公害の面をカバーし
て、大いに生活環境の改善に資するものがあると
いうことで、私どもは非常に賛成をするものでござ
ります。しかししながら、事実公害として発生し
ておりながらまだこの規制法ができていない。た
とえば震具であるとか、あるいは地盤沈下である
とか、あるいは震動の規制であるとかといふよう
なものが残つておりますが、これらをどうするお
考えであるかということを、まずお伺いいたした
いと思います。

○国務大臣(園田直君) 紛争処理並びに救済
制度についての法案はどうなつておるか、こうい
うことでござります。現在、中央公害審議会のほ
うでも御検討をお願いしておりますし、政府部内
でもこの問題につきまして何らかの新しい制度を
つくりたい、かように考えております。しかしな
がら、なお既存の制度との問題、いろいろ基本的
な問題がござりますので、十分検討いたしたい
と、かように考えております。

○柳田桃太郎君 次に、公害基本法にも、なお今
回提案になりました二法案にも、それぞれ政府の
公害に対する監視、測定、試験研究、検査あるい
は研究結果の普及等について規定がござります
が、事実上現在の試験研究その他の整備状況は十
分であるとお考えになつておられるかどうか。ま
ず総括的にお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) 試験研究機関は各省

を取り締まりますと大部分、震動も解決する部分
もござります。しかしながら、震動につきまして
も、いま震具と同じようないいろ技術的な問題
がござりますので、検討いたしたい、かように考
えております。

○柳田桃太郎君 これらについて諸外国において
いたしましたならば、これはすでに答弁してある
ます。

まず最初に、厚生大臣にお伺いいたしますが、
公害関係法案は、多少不備の点があるとは言ひな
がら、先に水質保全に関する法律があり、今回大
気汚染防止の法律と騒音の規制に関する法律が提
案されてまいりまして、これらが成立するという
ことになりますと、おもな公害の面をカバーし
て、大いに生活環境の改善に資するものがあると
いうことで、私どもは非常に賛成をするものでござ
ります。しかししながら、事実公害として発生し
ておりながらまだこの規制法ができていない。た
とえば震具であるとか、あるいは地盤沈下である
とか、あるいは震動の規制であるとかといふよう
なものが残つておりますが、これらをどうするお
考えであるかということを、まずお伺いいたした
いと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) 紛争処理並びに救済
制度についての法案はどうなつておるか、こうい
うことでござります。現在、中央公害審議会のほ
うでも御検討をお願いしておりますし、政府部内
でもこの問題につきまして何らかの新しい制度を
つくりたい、かのように考えております。しかしな
がら、なお既存の制度との問題、いろいろ基本的
な問題がござりますので、十分検討いたしたい
と、かのように考えております。

○柳田桃太郎君 次に、公害基本法にも、なお今
回提案になりました二法案にも、それぞれ政府の
公害に対する監視、測定、試験研究、検査あるい
は研究結果の普及等について規定がござります
が、事実上現在の試験研究その他の整備状況は十
分であるとお考えになつておられるかどうか。ま
ず総括的にお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) 試験研究機関は各省
にそれぞれございまして、たとえば厚生省では公
害を取り締まりますと大部分、震動も解決する部分
もござります。しかしながら、震動につきまして
も、いま震具と同じようないいろ技術的な問題
がござりますので、検討いたしたい、かように考
えております。

○柳田桃太郎君 これらについて諸外国において
いたしましたならば、これはすでに答弁してある
ます。

まず最初に、厚生大臣にお伺いいたしますが、
公害関係法案は、多少不備の点があるとは言ひな
がら、先に水質保全に関する法律があり、今回大
気汚染防止の法律と騒音の規制に関する法律が提
案されてまいりまして、これらが成立するという
ことになりますと、おもな公害の面をカバーし
て、大いに生活環境の改善に資するものがあると
いうことで、私どもは非常に賛成をするものでござ
ります。しかししながら、事実公害として発生し
ておりながらまだこの規制法ができていない。た
とえば震具であるとか、あるいは地盤沈下である
とか、あるいは震動の規制であるとかといふよう
なものが残つておりますが、これらをどうするお
考えであるかということを、まずお伺いいたした
いと思います。

○国務大臣(園田直君) 紛争処理並びに救済
制度についての法案はどうなつておるか、こうい
うことでござります。現在、中央公害審議会のほ
うでも御検討をお願いしておりますし、政府部内
でもこの問題につきまして何らかの新しい制度を
つくりたい、かのように考えております。しかしな
がら、なお既存の制度との問題、いろいろ基本的
な問題がござりますので、十分検討いたしたい
と、かのように考えております。

○柳田桃太郎君 次に、公害基本法にも、なお今
回提案になりました二法案にも、それぞれ政府の
公害に対する監視、測定、試験研究、検査あるい
は研究結果の普及等について規定がござります
が、事実上現在の試験研究その他の整備状況は十
分であるとお考えになつておられるかどうか。ま
ず総括的にお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) 試験研究機関は各省

衆衛生院、衛生試験所、通産省では工業技術院、
運輸省では気象研究所、労働省では労働衛生研究
所、いろいろございますが、それぞのところで
研究を行なつておりますけれども、これら研究機
関の体制あるいは研究費等についても充
実していただきたい、かように考えております。

○柳田桃太郎君 運輸省に一言お伺いいたします
が、騒音の関係あるいは大気汚染の関係で交通公
害を防止するという点においては、まだ科学的に
開発しなければならない、あるいは研究しなけれ
ばならない点が多くあります。現在のところ
は運輸省においては船舶技術研究所の中大事な
試験研究の問題を取り上げて、わざかに原動機研
究室に四名、計測研究室に四名、部長一名、計九
名でこの全国的な仕事を担当いたしております。
しかも、その予算は一年間約一億ぐらいでござ
いますが、こういうような程度で、はたしてこの法
規が規定されなければ、締めくくりができない法案
が規定されなければ、締めくくりができない法案
のようになりますが、これらについて何らか法を
整備するお考えはないかどうか、お伺いいたした
いと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) 紛争処理並びに救済
制度についての法案はどうなつておるか、こうい
うことでござります。現在、中央公害審議会のほ
うでも御検討をお願いしておりますし、政府部内
でもこの問題につきまして何らかの新しい制度を
つくりたい、かのように考えております。しかしな
がら、なお既存の制度との問題、いろいろ基本的
な問題がござりますので、十分検討いたしたい
と、かのように考えております。

○柳田桃太郎君 次に、公害基本法にも、なお今
回提案されました二法案にも、それぞれ政府の
公害に対する監視、測定、試験研究、検査あるい
は研究結果の普及等について規定がござります
が、事実上現在の試験研究その他の整備状況は十
分であるとお考えになつておられるかどうか。ま
ず総括的にお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) 試験研究機関は各省
にそれぞれございまして、たとえば厚生省では公
害を取り締まりますと大部分、震動も解決する部分
もござります。しかしながら、震動につきまして
も、いま震具と同じようないいろ技術的な問題
がござりますので、検討いたしたい、かのように考
えております。

○柳田桃太郎君 これらについて諸外国において
いたしましたならば、これはすでに答弁してある
ます。

まず最初に、厚生大臣にお伺いいたしますが、
公害関係法案は、多少不備の点があるとは言ひな
がら、先に水質保全に関する法律があり、今回大
気汚染防止の法律と騒音の規制に関する法律が提
案されてまいりまして、これらが成立するという
ことになりますと、おもな公害の面をカバーし
て、大いに生活環境の改善に資するものがあると
いうことで、私どもは非常に賛成をするものでござ
ります。しかししながら、事実公害として発生し
ておりながらまだこの規制法ができていない。た
とえば震具であるとか、あるいは地盤沈下である
とか、あるいは震動の規制であるとかといふよう
なものが残つておりますが、これらをどうするお
考えであるかということを、まずお伺いいたした
いと思います。

○国務大臣(園田直君) 紛争処理並びに救済
制度についての法案はどうなつておるか、こうい
うことでござります。現在、中央公害審議会のほ
うでも御検討をお願いしておりますし、政府部内
でもこの問題につきまして何らかの新しい制度を
つくりたい、かのように考えております。しかしな
がら、なお既存の制度との問題、いろいろ基本的
な問題がござりますので、十分検討いたしたい
と、かのように考えております。

○柳田桃太郎君 次に、公害基本法にも、なお今
回提案されました二法案にも、それぞれ政府の
公害に対する監視、測定、試験研究、検査あるい
は研究結果の普及等について規定がござります
が、事実上現在の試験研究その他の整備状況は十
分であるとお考えになつておられるかどうか。ま
ず総括的にお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) 試験研究機関は各省

害研究所というものをつくりまして、そこで本格的にやりたい、こういふうに考へておつたのでございますが、御承知のとおり今度の財政硬直化に伴いまして、特に機構の新造といふものは一切しゃらにならぬ。こういふうな強い方針がございまして、残念ながら実現することができなかつたわけでございます。しかし、たゞいま先生のおつりたい。このように考えております。

○柳田桃太郎君 運輸省に統いてお伺いしますが、非常に少数精銳であろうとは思いますが、弱体な研究機関を持ちながら自動車の排気ガス等に取組んでおられます、アメリカにおいては排気ガスの完全燃焼装置を取りつける方式を採用し、歐州や日本はエンジンの改造型で進んでおるようございますが、排気ガスの再燃焼装置を別に取りつけてあれば、何となしに取りつけてあるということはわかりますが、エンジンの改造型になつておりますと、はたしてそのエンジンが完全燃焼しておるかどうかといふことは、運転者も利用者も非常にわかりにくい。しかも、アイドリングのときと加速のときに、どういうガスが検査をしたり、あるいは測定をしたりするであります。しかも、計測機関が非常に少ないので、これは都道府県がある地点においては検査をしたり、あるいは測定をしたりするであります。しかし、これは都道府県がある点においては検査をしたり、あるいは測定をしたりするであります。しかしながら、その点についても、源景においてこのエンジンがましょうけれども、源景においてこのエンジンがりばであるかどうかといふことがほとんど検査されなければ、その成果はあがらないと思いますが、はたしてこのいまの方式で自動車の排気ガスをもう少し基準を引き上げていくことができるかどうか。どの程度に進歩したか。その点についてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○説明員(内村信行君) 自動車の排気ガスの許容限度と申しますが、その中に含む一酸化炭素などとおれば、一酸化炭素になつてきますけれども、それの許容限度と申しますと、現在は新車につきまして指定の場合二%と規制してございます。これ

は現在技術的に可能な限りにおいてできるだけ規制したつもりでございまして、これが早急にもつともつと少なくなるということは、残念ながら直まりならぬ。こういふうな強い方針がございまして、今後ともその方向に向かつて十分努力してまいりますが、御承知のとおり今度の財政硬直化に伴いまして、特に機構の新造といふものは一切車につきましては、新しいときに三%とやつて車には不可能ではないかと考えますが、その点から将来その方向で考えるつもりであります。

そこで、いまおっしゃいました使用過程の自動車につきましては、新しいときに三%とやつて車には不可能ではないかと考えますが、その点から将来その方向で考えるつもりであります。

自動車を使用してまいりますと、その使用時間が長くなりますが、排気ガスも勢い——排気ガスと申しますが、排気ガス中の一酸化炭素がふえてまいります傾向があるのです。しかし、こういった問題もある程度これに対する整備をよくしていけば最小限に防げるということございまして、そのため私どもといたしましては、いま現在走行中の車につきまして追跡調査といふことをいたしました。新車のときから一体どのくらいの時間走つたらどういふくなるだらうということとを調査いたしまして、それによりまして必要な整備、点検要領というふうなものをいま考へておる段階でございます。現在まだ中間段階でございまして、新車のときから一体どのくらいの時間走つたらどういふになるだらうということとを調査いたしまして、それによりまして必要な整備、点検要領といふうなものを作成するかと

しては四万バーレルのものが一基しかございませんが、昨年度から石油精製設備の許可に際しましては一般的に重油脱硫設備の設置を条件に付しておるわけでございます。また、設備許可を受けた会社につきまして、重油脱硫設備の設置について行政指導を行なつておるわけでございまして、現在は重油脱硫設備といたしまして、現在整備工場であるとか、あるいは自動車の使用者関係、そういうところを指導中でございます。なお今後、そういった調査をさらに進めまして、こういふところをしっかりと整備すればいいんだといふふうな結論を得ました場合には、それを点検整備基準によりましてやってまいりたいふうな態度をとっているわけござります。

○柳田桃太郎君 今後の大気汚染防止の問題の上

において一番考慮しなければならない点は、亞硫酸ガスの問題であらうと思いますので、通産省にお伺いいたしますが、石油の供給計画によりますと、昭和四十七年には二億トンをこえる原油の輸入が計画されているわけであります。しかも、その輸入の大部分は中東産のものでありますから、も、使つているうちにだんだん悪くなるのではないか、排気ガスも出るだらう。こういふうな点ではないかと思います。それにつきましては、大体車につきましては、新しいときに三%とやつて車には不可能ではないかと考えますが、その点から将来その方向で考えるつもりであります。

○説明員(小幡八郎君) 現在輸入されております原油の平均硫黄分はほぼ二%でございますが、たゞいま先生おっしゃいましたように四十七年で約二億キロリットルの原油を輸入することになるわけでございます。したがいましてこれの硫黄分は全体で約四百万トン弱のものになるわけでございますが、このうちどれだけの硫黄を回収するかと

しては四万バーレルのものが一基しかございませんが、昨年度から石油精製設備の許可に際しましては一般的に重油脱硫設備の設置を条件に付しておるわけでございます。また、設備許可を受けた会社につきまして、重油脱硫設備の設置について行政指導を行なつておるわけでございまして、現在は重油脱硫設備といたしまして、現在整備工場であるとか、あるいは自動車の使用者関係、そういうところを指導中でございます。なお今後、そういった調査をさらに進めまして、こういふところをしっかりと整備すればいいんだといふふうな結論を得ました場合には、それを点検整備基準によりましてやってまいりたいふうな態度をとっているわけござります。

○政府委員(矢島嗣郎君) 緊急時の措置につきまして、過去の過密地帯その他における緊急時の措置の実例を調べてみると、一番多い川崎あたりでも年に十回程度、それから総合時間もそれほど多くないわけでござります。そういう実績と前提にいたしますといふと、それほど回数、あるいはそれはどの継続時間にわたって緊急時の措置をしなければならぬということは考えられないのでは、現在の低硫黄重油の供給力でも緊急時の措置——新しい法案でさる緊急時の措置をやつていくに支障はないと考えております。

なお、緊急時の措置を円滑にやるために、重油の供給力そのものほかに、その関係の企業が備蓄するタンクといふものがそれぞれ設置されなければならぬわけであります。その点につきましても従来行政指導ベースでやつておるところから、タンクの備蓄といふものを奨励しております。

して、この点もほぼ緊急時の措置にたえ得るよう

な備蓄をするためのタンクが設けられており

ます。この点も一応問題ないと考えてお

ります。

○柳田桃太郎君 緊急時における使用燃料の規制

を外國では段階に応じて設けております。第一段

階ではこのくらい、第二段階ではこのくらい、第

三段階ではこのくらい、というふうに設けておりま

すが、そういうような考慮を払いつあるかどうか

か。あなたは非常にのんきなことを言われるが、

現在の石油の使用量の倍額、二億トンといらもの

が日本でたかれるようになつた場合のスマッグの

状態、その中における使用燃料の規制措置といら

ものを、いまから考えておかなければ、これはた

いへんなることになると思うから、私は質問いたし

ておるのであります。非常にむずかしいことであ

りますから、後日またご返事を承受けようで

あります。ぜひ、それはやらなければならぬこと

でありますから、研究をしておいていただきたい

と思います。

最後に、厚生大臣にお伺いいたしますが、先般

の委員会でも質問がありましたが、ばい煙等

の発生装置あるいは特殊施設が、届け出制よりも

許可制のほうが発生源に与える影響がはつきりし

ておるということですましいとは思いますがけれど

も、諸般の情勢でいま許可制にすることはできな

いということは了承をいたしました。したがつて、

これについては罰則の規定もあることであり、行

政措置を十分にうまくすることによって、指導よ

りしきを得て、この成果をあげていただきたいと

思いますが、この公害防止の実際の効果をあげる

方策について、私は一つの意見を申し上げておき

たいと思います。これはばい煙防止法当時におき

ましても、八幡区において、あるいは宇都宮にお

いて、非常な成果をあげたのであります。これは

八幡区においては八幡製鉄所が七十二億円とい

う集じん装置を取りつけ、宇都宮においては十一億

円という集じん装置を取りつけ、市民組織と学

者グループと企業体とか一緒にになってこのばい煙

防止に努力をした結果、降下ばいじん量は一時は

三分の一ぐらくなつたのであります。現在は半

分以下になつております。さようなわけで、私は

この諸法案が通過をいたしましても、行政措置の

全きを期するためには、下の、末端で受けて立つ

組織ができなければ、十分な成果はあげられない

と思います。そこで企業者側と、できれば市民組

織と、研究グループといいますか、学力グループ

というものが一緒になつた、そういった公害防止

対策委員会というものが末端にできて、それが市

町村や、あるいは国機関と一緒にになってやること

によつて非常な前進を見るものだと思います。

それのできないところはまた非常に公害発生の危

険のあるところですから、濃厚に厚生省としても

指導しなければならないところであります。した

がつて、そういうものを行政指導して末端につ

くらせるように私はおすすめをいたしました、私

の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(園田直君) 地方公共団体等で、いま

御指摘のような行政機関と住民と企業家との三者

による協議体等がありますところは非常に効果

をあげております。なおまた、この法律案が通り

まして実施の段階においても、あるいはまた公害

防止につきましても、現在の一部のよう企業家

側の責任ではないと逃げ、住民はこれを追及し、

政府が中に入つて裁定をするようなことは、これ

はごく悪惡の場合の事態でありますから、ぜひ

御指摘のよろづ方法で進めていきたいと考えま

す。

○政府委員(武藤琦一郎君) 先ほどの緊急時のと

きの状態を外國のようにならうがと、いう点につきましては、現在事務当局のほうで検討いたし

ておる次第でござります。

○委員長(松澤兼人君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 遠記を起こして。

〔委員長退席、理事戸田菊雄君着席〕

○原田立君 いろいろと御質問があつたわけです

が、私は大気汚染防止法のほうを大体中心にしてお伺いしたいと思います。ダブルあるかもし

れませんが、それも含めてお答え願いたいと思ひます。

一番最初の「目的」のところでありますけれど

も、公害発生の対策として紛争についての和解の

仲介の制度が採用されているですが、被害者の救

濟制度の紛争処理に関する救済措置のほうの法案

と混同しやしないだろうか。あるいはまた、極端

な悪いことばを使えば、ごまかしになりはしない

かと、こう心配するわけなんですか。

いら辺のところはどうですか。

○政府委員(武藤琦一郎君) 直率に申しますと、

大気汚染防止法の和解の仲介制度をそのまま引き

続いだわけでござります。御指摘の紛争処理ない

しは救済制度の問題につきましては、現在中央公

害審議会のほうでも、あるいは政府部内のほうで

も、いま検討を続けておることでございまして、

しかしながら、紛争処理制度の新しい制度をつく

る場合に、現行の和解の仲介制度をどうやってそ

の体系の中に纏り込むかということは総合的に考

えていきたいと、かように考えております。

○原田立君 大臣、公害を発生するものに対する

規制のことと、それから被害者の救済措置のほう

は、明らかに別なことですね。特に救済措置法案

については、今国会に提案されていない。大いに

不満の感じを持つわけですねけれども、前々から何

回か、この次の国会へ提案するというような言明

はいただいておりますけれども、その点はいかがですか。

○國務大臣(園田直君) 実は、私はただいまお願

いしております二法案と、それから紛争処理、

救済の法律案、この三つだけはぜひ今国会にお

願いしようと思つて早急に準備をいたしました

が、それから審議会にもお願いするにあたりまし

て、その結論を待たないで、政府部内でも、こ

れと並行していろいろ検討を進めてまいりました

が、私は大気汚染防止法のほうを大体中心にして

お伺いしたいと思います。ダブルあるかもし

かなかまとまりませんでしたので、残念ながらこれが今国会に間に合いませんでしたが、しかし、御指摘のとおりに、紛争処理救済の問題がそろつてこそ、初めて公害に対する実効があるわけで、これは一方の規制のほうをきめただけでありますから、片手落ちでありますから、それがそろつて初めて一応のかつこうをなすものであると私は考えておりますから、これは早急にやりました。立派な機会をお願いしたいと、こう考えております。

○原田立君 詰めるようなことばになりますけれども、早急にということは、次の国会には出されると、こう解釈していいんですか。

○國務大臣(園田直君) 相当無理もあると思いまして、先ほど言いましたとおりに、それがなければ役に立たない問題でありますから、次の国会には出すように準備してまいりたいと思いまして――早急と、ことばだけではなくて、もうできるだけ早い機会にお願いしたいと、こう考えております。

○原田立君 詰めるようなことばになりますけれども、早急にということは、次の国会には出されると、こう解釈していいんですか。

○國務大臣(園田直君) まだ無理もあると思いまして、先ほど言いましたとおりに、それがなければ役に立たない問題でありますから、これはどうお考えになつていいのですか。

○原田立君 それでは、そのことばは受けて信用して、ぜひとも、そういうような方向に向いていただきたいと、かように考えております。

○國務大臣(園田直君) それは、第二条のばい煙の定義の中において臭氣、悪臭、これについては規制措置が講じられていませんが、これはどうお考えになつていいのですか。

○原田立君 それでは、臭氣の問題をどうしてとり上げないのかと、それから御質問がございましたが、臭氣の問題はいろいろ御質問がございましたが、これはどうお考えになつていいのですか。

○政府委員(武藤琦一郎君) 先ほどの御質問の中にも、臭氣の問題をどうしてとり上げないのかと、それから御質問がございましたが、臭氣の問題はいろいろ御質問がございましたが、それはどうお考えになつていいのですか。

○政府委員(武藤琦一郎君) 先ほどの御質問の中にも、臭氣の問題をどうしてとり上げないのかと、それから御質問がございましたが、臭氣の問題はいろいろ御質問がございましたが、それはどうお考えになつていいのですか。

○原田立君 たしか基本法の中には要旨のことが抜かれたのは、技術的にむずかしいからといふところがあるだろうと思うが、今後検討しますといふことであるだろうと思うが、だけでは基本法の精神にもどるのではないか、こんなふうに思うのです。ですから、もう少しはつきりしていただかなければいけないと思いますが。

できるという、そういう内容を含みますか。

○政府委員(武藤琦一郎君) 十六条は、事故時の措置でございますので、当然その事故を防ぐため、あるいは事故を拡大することがないようになりますから、当然万全の措置を含むと私どもは考えております。

○原田立君 ですから、一時停止というようなことが含まれるかと聞いていますよ。

○政府委員(武藤琦一郎君) 含まれると解します。

○原田立君 第十九条の許容限度のところですが、連輸大臣が自動車の排気ガスについて許容限度をきめると、いろいろふうにあるんですねが、その基準になるものは、前回発表した十六項目ですか、そのことです。違いますか。

○説明員(景山久君) 先生お話しの十六項目と申しますのは、先ほど内村参事官が御説明いたしました点検整備要領のことだらうと思います。

それでは許容限度のほうにつきましては、一昨

年国会のほうで御決議いただきました新車三百三

年四月一日から施行をいたしておる、こうい

うことでござります。

○原田立君 大臣ちよつとお聞きするんですけど

れども、この自動車の排気ガスの決定権は、これ

は運輸大臣ということになつていいわけです。

で、そのおのの仕事において、運輸大臣がき

めたり、あるいは通産大臣がきめたりといふよ

うことがあるんだらうと思ふけれども、やっぱり

人命を尊重するといふ厚生省としては、こうい

う自動車の排気量の基準の決定権者は、まあ意見は

なんふうに思うのですが、その点どういふうに

お考えでしょうか。あるいはまた、運輸大臣がき

めることによつて厚生省の意思が強く反映してな

される御自信はありますか。

○国務大臣(國田直君) これは、委員各位から公

が、行政を一元化することはなかなか当面困難か

もしませんが、最終段階の問題だけはやはり厚

生省へ一本化するほうが適当であつて、この排気

ガスなどの基準も、私のほうがあきめて運輸大臣の

意見を聞くほうが一番適当であるとは考えました

が、いろんな折衝でなかなかまとまりません、法

律案を早く出したいということから、こりなつた

わけであります、しかし、ころなるについて

は、この意見を聞くということは、運輸大臣は必

ずそいう生命健康の面からの厚生大臣の意見を

聞いて決定する、こういうことでござりますか

○原田立君 その効果をあげ得るものと考えております。

○原田立君 まあ、そういう心配はないといふこと

でござりますけれども、もともと親法であるい

うるいな法律を出す段階にあっても、各省いろいろ意見がまちまちで、とうとう出せるものまでも

出せないで終わつたと、こういうふうなことは私

たち目の前にまさまさと見てゐるわけです。今

度、実際に排出基準あるいは許容限度をきめると

きに、はたしてこれが運輸大臣がきめるといふこと

で、ほんとうに国民の健康保持のほうに頭が向

いてくれるかどうか、非常に疑問に思ふのです。

業界からの圧力がありやしないかどうか、あるいは

は生産コストを下げるといふようなことから見

て、ほんとうに國民の健康保持のほうに頭が向

いてくれるかどうか、非常に疑問に思ふのです。

そこで、はたしてこれが運輸大臣がきめるといふこと

で、ほんとうに國民の健康保持のほうに頭が向

いてくれるかどうか、非常に疑問に思ふのです。

そこで、はたしてこれが運輸大臣がきめるといふこと

で、ほんとうに國民の健康保持のほうに頭が向

いてくれるかどうか、非常に疑問に思ふのです。

そこで、はたしてこれが運輸大臣がきめるといふこと

で、ほんとうに國民の健康保持のほうに頭が向

いてくれるかどうか、非常に疑問に思ふのです。

臣の意見が食い違つた場合に、それを押し切つて

人命の問題を無視して許容量をきめるといふことは、今日の状態では非常に困難になつてきました

う背景等もあつて、厚生省のほうで腹をきめてやらなければ、私は意見は通せると思う。なおまた、こう

いう問題は、先ほど大倉委員からも御指摘がありましたが、現実に私のほうで早く法案を出したいた

と考えてやつたわけでありますから、現実に

やつていろいろな問題等が出てくれば、逐次改正をお願いしていかなければならぬと考えております。

○原田立君 先ほど、やはり柳田委員から指摘がありました。こういつた自動車公害ですね。排気ガスの研究機関が船のほうの関係のところに、ちょこちょことかりにくつづいているような形になつてゐるのは、私は非常に遺憾だと思う。その点のもつと充実等をはかつていつてももらいたい。

これを強く要望するわけです。それから大体もう時間がきましたので、このくらいで終わりにしたい

いとと思うのですが、騒音規制法案、この二十九条をずっと読んで、『營業時間を制限すること』等により必要な措置を講ずる』といふ、この『等』といふことですけれども、『營業時間を制限する』といふことまでござりますが、騒音規制法案、この二十九条をそれ以外にどういふ内容を含めていますか。

○政府委員(武藤琦一郎君) 施設の基準をきめますとか、場合によりましては設置の場所、あるいはたとえば拡声機等の向け方の問題とか、いろいろではないかと、非常に心配するわけです。いま大臣は、そういうふうなことは意見を聞いて、厚生省の意見を十分反映させてやるのだから心配ないといふ仰せなんだけれども、私、心配するわけです。再度、重ねてその点についてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(國田直君) 法律案がこうなつていて御決意のほどをお聞きして、私は終わりたいと思ひます。

○國務大臣(國田直君) いまのような点には十分注意をして、そのようなことがないように努力をしたいと思いますし、なおまた、お願ひしまして法律案につきしても、逐次強化するなり、あるいは是正するなり、適当な措置を講ずるより方針を固めていきたいと考えております。

○瓜生清君 私、一まとめに質問いたしますから、簡単に、かつ率直な御答弁を願いたいと思ひます。

けです。なぜかと言いますと、たいへん失礼ですが、運輸省という役所は業界の利益代表的なそういう面が非常に強い。そういうことから考えますと、はたして実効があがるかどうか、そういうことについて疑問を持つわけでありますけれども、もう一べん厚生大臣じきじきのお答えを願いたいと思います。

その二つは、現在対象がガソリン車だけになつております。そこでプロパンであるとかあるいはディーゼルなどは、いつから実施される計画であ

るのか。プロパンを燃料としておる車は最近たくさんふえてまいりまして、白いスマッグなどいろいろと呼ばれるあるくらいですが、その点についてお伺いをしたい、と思います。

のほうでは自動車の生産構造についてははしろうとの厚生省に口を入れてもらつてしまふといふよりな意味もあつたようでございまさが、これは全然

私は違うことであって、生産構造は運輸者のほうで専門にやつてもらう、その生産企業家の育成も運輸者でやつける。たゞ、ともかくお出でく

る排気ガスといふものが人間の生命、健康に与える影響がどうであるかという点は私の意見でやつてもう、こういうことが中心でありました。法津案はこのようになりましたが、そういうような

意味から、高まつてまいりました世論等も背景にいたしまして、私は強く意見を述べ、少なくとも厚生大臣と運輸大臣の意見が一致しない状態において許容量がきめられる場合には、私は断固として法律案の改正をお願いするほどの決意をきめておりますから、このようなことのないよう十分運輸省と協議をしてやりたいと考えております。

○政府委員(武藤琦一郎君) 第一点の農林水産の問題は、この法律の目的に入るが入らないかといふ。 あとの問題は、事務当局からお答えいたします。

う御質問でございますが、ばい煙規制法と同様直接のいろいろの取り締まりの対象ないしは規制の問題を十分考えて、直接的には規制しておりますが、間接的ではございません。せんけれども、生活環境の保全をはかるところで、人の生活環境の中には農林関係の問題も当然入ってまいりますので、間接的にはござりますが、これを保護するわけでございます。

なお、和解の仲介制度につきましては、当然先生の御指摘の被害の問題も入ってくるというふうに私どもは考えております。

それから、十七条の勧告程度では手ねるいではないか、こういう御指摘でございますが、現在の法律では単なる協力要請でございますが、これを一步進めまして、ばい煙の減小のためのいろいろな計画を企業者にやらせる、それに基づいて勧告制度をやるという、一步制進の制度でございます。この運用につきましては、先生の御指摘のよろなところまで十分確保されるものと、かようになっておるわけでございます。

なお、ガソリン車以外の問題につきましては、運輸省のほうからお答えを願いたいと思います。

○説明員(内村信行君) 先ほど排気ガスの許容限度を運輸大臣と厚生大臣が協議する、こういう御趣旨でございますが、それに対しましてちょっとと私どもの意見も言わせていただきたいと思います。考え方と申しますが、自動車の排気ガスの問題についてはやはりエンジン構造そのものに関連してまいりまして、自動車の安全性の確保といふことと密接な関連があるわけでございます。自動車の安全の確保につきましては、車両の構造なり装置なりから、運輸大臣がもっぱらこの安全確保に当たつておるわけでございます。そしてこの安全の確保と申しますのは、自動車を所有する人、あるいは一般第三者を含めまして全般的に安全性を確保するためにはその責任を持つておるわけでございま

ち足を引つ張られるのじゃないかというふうな御懸念がだいぶあるようござりますけれども、実情は生産行政といふものは、自動車の生産は通産省でおやりになつておるわけでございまして、私どもは生産行政にタッチしておりません。そこで、もっぱら運輸省といふものは交通安全を確保するといふ見地からこの安全行政といふものをやつておりますので、これは運輸省の最も重要な行政の一つであるといふうに考えております。したがつて、そういうふうな安全行政といふものと安全上の基準、それから排気ガスの規制、公害防止基準、こういったものは相互に密接な関係を持つておりますから、その辺は、体的に考えてやらなければならぬこととございます。

で、公害防止も確かに重要なことでござりますけれども、人命を守るということは、それよりも一歩先に立つておる事項でござります。そういうこととあわせてやっていくくといふことをお乞ひでござります。(三) 延長の面につきま

がお金を貰つてゐる。たゞ、飯局の臣は、うやかましくては厚生省のほうが専門家でございまして、いろいろ御経験をお持ちでござりますから、その御意

見も十分伺いました、その御意見を十分に尊重して、それを公害防止の上に反映する、そういうふうにいたしまして安全の確保と公害防止という面に遺憾なきを期したいと、こういうふうに考えております。

それから、ディーゼル車、プロパン車の問題でございますが、現在排気ガス中に含まれている一
酸化炭素、二酸化炭素、三酸化炭素、四酸化

○瓜生清君 次に、騒音規制法案についてお伺いします。現在ガソリン車を規制している程度の中に入ってしまうということでおさらたり問題はないかと思っております。

は、ディーゼル車の場合にはほとんど含まれておません。LPGの場合にはガソリン車のほぼ半分程度でございます。したがいまして現在は、特段の規制をしなくとも、現在ガソリン車を規制している程度の中に入ってしまうということで、おさらたり問題はないかと思っております。

いたします。

とも実施しておりますが、たとえは東京では特定施設の設置の場合は認可制になつてはおりますが、神奈川では許可制をとつております。今回の条例の効力というものは一体どうなるのか、第二十七条との関連において御説明を願いたいと思います。

第二点は、これも先ほどちょっと類似の質問が出来ましたが、工場騒音で問題になるのは、大企業よりもむしろ下町あたりの人家の立て込んだ地域にある中・小零細の町工場だと私は判断しておるわけです。こうした工場は資金力も弱く、規制も強められて、企業の存在すら脅かされかねないわけであります。何らか特定の措置を別途に考えると、先ほどの大臣の御答弁でありますけれども、具体的にいえば、来年度の予算の中に、公害防止事業団に対する出資等を予やすとか、あるいは財政措置を講ずるとか、そういうようなことを考えておられるのかどうか。御見解を承りたいと思います。

それから第十五条の第三項で、公共性のある施設や工作物の建設工事については、勧告、命令は工事の円滑な実施について特に配慮して行なう、こういうふうに規定してあるわけです。すなわち、公共性の名のもとに大目に見られる。公共性とは一体具体的にどういうものをさしているのか、また、こういうような規定をつくるまでもなく、公共機関の建設工事等は、みずから率先していわゆる騒音防止につとめるべきじゃないかといふふうに、これは常識的に考えられるわけです。そういうふうな点から判断いたしますと、公共性をあまり尊重しすぎて野放しになる危険性がありはしないか。そういう点についてお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○國務大臣(園田直君) 公害事業団に対する財政措置及び事業ワクの増等は御指摘のとおり考えております。

の中で、これは私とあわせて答弁したつもりでしょですが、その本質は公害に対する意見が全く対立している。しかしこれ事務局でありますから、大臣同士で話をいたします。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 第一点の条例等の関係でございますが、東京では認可、神奈川では許可でやつておるではないか、こういうことで、この点につきましては先週の国会での委員会でも私がいろいろ御答弁いたしましたが、繰り返して申しますと、私どもの届け出につきましてはほとんど許可制に近い制度というふうに私どもは考えておりますので、実質的には後退にはならない。実際、東京なり神奈川の条例を拝見いたしましたと、名前はもちろん許可あるいは認可といふようになっておりますが、前後のいろいろの条文を見ますと、私どものほうの出しました法案と実質的に同じである。したがいまして後退ではない、かように考えております。

それから、十五条の公共性の問題でございますが、この例は、たとえば水道工事をやりますとか、あるいは道路工事をやりますとか、その工事の影響を受ける方々よりもその工事によって恩恵をこうむられる方々のほうが多いような場合のことを考えまして、この点を考えたわけでございまして、この点は公共性の名前はもちろん許可あるいは認可といふようになっておりますが、前後のいろいろの条文を見ますと、私どものほうの出しました法案と実質的に同じである。したがいまして後退ではない、かのように考えております。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 中小企業に対する助成

のほうから、まだお答えがあると思います。

なお、中小企業の問題につきましては、通産省のほうから、まだお答えがあると思います。

○政府委員(矢島嗣郎君) 中小企業に対する助成措置等でございますが、いまのところはつきりしておりますのは、これは中小企業だけに限りませんが、騒音防止施設に対する特別償却——国税の関係であります。これはもうすでにつきりしております。それから地方税関係で、この固定資産税の非課税ということをぜひ早急に実現いたしたいと考えております。それから中小企業を中心と

しまして集団移転の場合の団地についての長期低利の融資は、現在も行なわれているわけですが、こういうよろんな団地、集団の場合だけでなく一般的個別企業の場合についても、同様な制度あるいは同様な恩典が行なわれるよう努力いたしましたと、いと考えております。

○委員長(松澤兼人君) 午後三時まで休憩いたしました。

午後零時四十五分休憩

午後三時十九分開会

○委員長(松澤兼人君) ただいまから産業公害及び交通対策特別委員会を開会いたします。
休憩前に引き続き、大気汚染防止法案及び騒音規制法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 内閣総理大臣に、大気汚染防止法案と騒音規制法案、この二法案につきまして、基本的な問題について質問してまいりたいと考えます。

まず、その第一点は、昭和三十九年の三月二十七日でありますか、閣議決定で、公害対策推進連絡会議の設置、こういうことが行なわれまして、

今まで、公害基本法で、そしてその実施法と

いうような現在の二法というものが目下審議をさ

れており、こういう最終までまいりまして、われ

われが審議の途上で痛切に感じてまいりました公

害対策の一元化と総合性、こういう問題が非常に

欠けているのじやないか、こういうふうに考える

のでありますけれども、こういう不十分な立法措

置の中で、どういった運用の面でそれに対応する

一つの効果というものを探めていくのか、この点に

ついて総理の所見を承りたいといふように考えま

す。

○国務大臣(佐藤榮作君) まあ、公害問題と一口には申しますが、たいへん複雑多岐にわたるものでございますし、また、行政の面から申しまして

も、それぞれの行政が公害というような面を一部

持つておる。したがいまして、一まとめにすると、いうことは理論的にはわりに考え方やすいことであると考えておりますが、それこそ一まとめて一度は行政そのものが多元化する、非常に一まとめにすることによりまして能率をあげることが困難になる、そういう欠陥があるわけです。したがいまして、公害だけを抽出して一元化することが困難な事情だ、かよろん私は思います。ただ、しかし、それぞの大臣、それぞれの行政官庁において、まちまちな行政をやられて困りますから、私自身がその中心になりまして関係閣僚の会議を開いて、そうして公害問題を取り組んでいく、そこに公害対策の筋の通った、一元性とでも申しますが、そういうものを確立していく、こういう考え方でいま取り組んでいるわけです。したがいまして、今日のこの状況が公害対策として非常に不十分だと、こういうふうな結果を招来すれば、そのときにまた考えなければならぬと思いませんけれども、いまの状態のもとにおいては、ただいまのような国際関係の公害対策会議を開き、その会長が総理であることによって一元的なくともができる、いまの状態のもとにおいては、たまたまのが何としても私はとても非常に基本的にかつ広範に、非常に複雑多岐にわたっておる、こういう問題を根本的に解決をしないかなければならない公害防止といふものは、公共交通と大気汚染公害との関係を明瞭にすることも、自動車規制法案を議題とし、質疑を行ないます。

○戸田菊雄君 内閣総理大臣に、大気汚染防止法案と騒音規制法案、この二法案につきまして、基本的な問題について質問してまいりたいと考えます。

まず、その第一点は、昭和三十九年の三月二十七日でありますか、閣議決定で、公害対策推進連絡会議の設置、こういうことが行なわれまして、われわれが審議の途上で痛切に感じてまいりました公害対策の一元化と総合性、こういう問題が非常に欠けているのじやないか、こういうふうに考えるのでありますけれども、こういう不十分な立法措置の中で、どういった運用の面でそれに対応する一つの効果というものを探めていくのか、この点について総理の所見を承りたいといふように考えます。

○国務大臣(佐藤榮作君) まあ、公害問題と一口には申しますが、たいへん複雑多岐にわたるものでございますし、また、行政の面から申しまして

は、自動車と大気汚染に関する報告書といふのは、日本自動車工業会の安全公安委員会委員長本潔氏の論文の内容であります。これによりますと、たとえば大気汚染の自動車排気ガス等によるその部分一つをとらえてみましても、一つとしては、この公害の基礎的調査研究、こういうものが非常に心配するのであります。これを実施する場合に、これは法律は二つだけであります。それぞのの官庁

にそれぞれの関係を持つているわけで、ただいまおあげになりました自動車の排気ガスの場合も、これは一体運輸省と厚生省とどういう関係にあるのか、こういうことが問題になると思います。基本的な方針はこの公害対策協議会できましたにいたしましても、具体的な場合に一体どうなるのか。まあ普通考えられるのは、多くの場合に厚生省がこの公害については権限を持つだろう、さように考えられます。ただ、ただいま言われるような自動車の場合だと、自動車排気ガスに関しては運輸省が専管をしておる。この専管の立場から、自動車の排気ガス、これについて運輸省が規制を加えていく。これには厚生省と十分話し合って、そしてその意見を徴しまして、そのものにおいて間違いのないようにしていく。これはまあ具体的な実施の方法であります。

そこで、いま一番やかましい問題は、お説のよ

うに、権限のある官庁を単純化する、これはもう

必要なことですね。これも、各省の間に共管され

ておるという場合だと、その協議だけにも日が暮

れer、意見をまとめるのにたいへんだ、できるだ

け専管にする、一つの役所だけで処理すると、こ

ういう方向へ持っていくべきだと思います。した

がって、ただいまのような自動車の排気ガスのよ

うな問題になりますと、安全の確保について権限

を持つ運輸省が、同時に、この自動車の排出する

ガスの基準も設ける、そして一省で公害対策を

立てる、これが望ましい姿だ、かように思いました。

ただ、そういう場合に、厚生省、これが人命

尊重といら立場から、こういふものにどういうよ

うに意見を反映させ、これを共管の形ではない

が、運輸大臣が厚生大臣の意見を十分聞いて——

これは、聞くということは、法律では縛つておりませんけれども、聞く以上においては、当然尊重すべきことはもちろんでございます。これは当然でございます。だから、そういう意味で、その間

に十分厚生大臣の意見も取り入れられる。それで

公害対策がうまくいくと、こういうように私は考

えております。まあ、行政の面からとにかく共管

は除きたい。そして、ただいまのような公害といいますか、調整といいますか、そういうものがなければ私はだめだらうと思う。そういうこと、それが総合性があり一貫性がなければならぬ、現行の中では残念ながら推進連絡会議の中でも、各省大臣がそれぞの立場においてこの専管の事務の処理に迅速効果的な成績があがるようになります。

○戸田菊雄君 結果的に、総理は、共管関係は避

け専管にしていただき、そういう希望であります

が、公害基本法にいたしましても、あるいは今

回の二法案にしても、現実にはそうなつておらな

い。ですから、それと、もう一つは、公害関係法

規を見ますと、公害関係の業務省別一覧の表

がござりますけれども、これによりますと、大気

汚染防止関係については、いろいろあります。ば

い煙規制法とか、あるいは鉱山保安法とか、いろ

いろあります。そのほか煙規制法関係だけを見

ましても、厚生省、通産省、運輸省、こういう三

省がからまつておる。これはそのまま今回の二法

案の中にそれを入れつておる。そういうところ

に、厚生省がいい案をつくるても、各省との、——

とうに公害防止と、生活環境、人命保全、こ

とが生まれてきたり、あるいは運輸省もそういう

ことにして走つていくということになりますと、ほん

とうに公害防止といふことは疑わしいと

思ふのです。この各省の省別業務内容一覧を見

ますと、そのうちものがはつきりあらわれてい

てやる氣があるかどうかと、そういうことは疑わしいと

思ふのです。この各省の省別業務内容一覧を見

ますと、そのうちものが

のやり方は、その方法をとっているわけです。私は、これで非常に能率が悪いと、こういうことが御指摘になれば、これは、いま戸田君の御指摘のように、さらにわれわれくちうしなければならぬと思います。しかし、ただいまのところは、いまの専管の方向でなるべく整理して、それからものの考え方は總理自身が指図しまして、そうしてあらばいしていく、それで一貫性は保たれる、かように実は考えております。

今回の二つの実施法をつくるにいたしまして

うもので構成した。いわば各省の機関
いう問題についても、当然總理のほ
しては配慮をして善処してもらいた
ひとつ希望しておきたいと思う。

それから、今回、被害者救済法案案立地適正化法案、こういうものは、す。いわば提案できなかつたわけですが、それでも、こういう原因は一体どこにか。その点について総理のほうのおいただきたいたいと思うのであります。

構充実、こうういたしまい。この点を
、それから工
流れたわけであります。すなはちに政府を輒撻していただいて、早く結論を
出すようにいたしたい、かようにも思ひます。
O戸田鶴雄君 時間がありませんから、この際、
二点の問題について一括質問したいと思うのですが、
が、その第一点は、今回の二法案の中におきま
て、これは大気汚染防止法の関係であります
が、鉱山施設と電気、ガス工作物、こういう関係が適
用除外になつてゐる。こういう理由は、一体總理
はどういうお考へですか。私は、ここにやはり、
通産省の、言うところの事業優先と、こういうふ
のがあらわれてきて、ほんとうに公害を考えてい
ないのではないか。こういうふうに考へるから、
て、これは法
濟、これはも
す。ところ
いたしまして
考へを説明し
ありますだけ
あるのです

は、いまきめますところの大気汚染だと、あるいは騒音防止、これらと矛盾しないようにこれは運用さるべきものだと、かように私は考えております。したがいまして、これはむしろ、先ほど例にあげましたように、専管であることが望ましい形ではないか、かように思います。それにいたしましても、厚生省の、厚生大臣の意見を全然無視するような形ではございませんから、必要によりまして厚生大臣がいつでも意見が述べられる、かのように私は思つております。

次に、国と地方公共団体との間に権限の配分を考えろといふ、これはもうお説のとおりであります。ことに、この公害防止の実施法、実際的な対策といったしましては、地域の利益を代表する地方自治体、これが権限を持つのは当然だと。ただ、

それから次は、国と地方公共団体の機能分配等の問題についてでありますけれども、歐米諸国をとりましたよ。は緊急措置は本的な救済処会等にもこれま戸田君が言ふらなければ家では、基本的立法制定、これは國でやる。しかし、實際の規制措置は公共団体がやっている場合が多い。これは、イギリスとかあるいはフランス、ドイツ、あるいはアメリカの場合もそうであります。しかし、この日本の場合はその辺が明確化されていない。言ってみれば、二重行政、國と地方自治体の中で二重行政で複雑になつておる、いう形であると思うのであります。そういう点について總理の御見解を承つておきたいと思います。

（国務大臣（鉱山保安担当者））しまの鈴木（冒頭）：おると思いま
れが、やつはあって結論をく結論を出す
スは、鉱山保安法とか、それぞれの事業法、これがございますので、その事業法で十分公害防止の実をあげることができる。かように私は思いま
す。ことに、いま御指摘になりましたが、この事業そのものを、最終的には、その利益を国民に還元するといいますか、国民の生活の向上に寄与するという、そういう方向で動かさなければならぬといふのです。まして、公害など出して、そしてその事業が害悪を流すというようなことがあってはならないと思います。事業法の運用にあたりまして

○戸田菊雄君 最後に、基本法ができると今回一法が成立しようという状況でありますけれども、われわれの検討の結果は、いずれにしても、これは、ざる法、こういう考えを持つてゐるわけであります。ことに、總理が先ほどちょっと答弁の中におっしゃられておりましたけれども、だれがこの責任になるかという話がありましたけれども、イギリスあたりの大気清浄法、こういうものによりますと、國が明確に責任を持って事業主を規制をし、それから地域住民の被害に対しても適切な援助体制をとつておる。言つてみれば、總体的に十分の七を國庫が負担をしておる。こういう整備された状況であります。そういうことになりますと、いまの基本法なり二法といふものは、全く違う点はほとんど触れられていない。条文上

はあっても、この中身としては何ら具体的に検討されておらないという状況なんです。これではやはり私は、諸外国から見ても十年間はおくれておると思いますね。しかし、一面から見ると、経済成長なり生産体制なりというものがどんどん上がつていっているわけですから、そういう被害のほうでは全然これは比較にならないところまできておる。そういう状態でありますから、いまの問題、国が責任を持つ体制を整備されるよう、これは欠陥だと思いますので、公害問題、そういうことに対してもやはり国の責任を明文化して、そうして援助体制も具体的に行なって、内容が名実ともに伴つたものでなければ、効果をあげることはできません。そういう方向に対しての論理の決意をお聞きまして、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 公害対策、これは全部政府だけの責任で処理しろ、かように言われても、私は無理だろと思います。やっぱり事業の経営者、また、その他の地域住民の十分の理解と支援がなければ、こういう問題は解決しないと思います。したがいまして、たとえば、何が公害か、どういうような損害が発生したとか、こういうふうなことになれば、これはもちろん地方住民の意向を十分聞くといふか、そういうことがまず第一に必要だらう。そして、結論が出たら、それは、国も、また事業家も、とともに、そういうことのないようにしてこれを処理するということです。臨まなければいかぬとします。今回の二法、これはまだまだ十分でございません。ざる法と言われましたけれども、ざる法というのは、あるいは大気汚染、まあ環境基準等がまだきめてないといふようなところから出ておらうかと思いますが、そういうものも、そのらちどんどん整備されますが、から、そうすると、いわゆるこの公害防止といふことがいかに大事なことか、健全なる社会を維持する上において、このことは大事なことだ。それでは、事業家も、まず第一に安全、それから公害を発生しないように、その二つを考えて、かかる上に事業の生産にいそむく、こういうようなことでな

ければならぬと思いませんから、そういうふうなことが順次つづられていく。また、そういうことを一日も早くつくるべきではないかと思います。救済処置を政府が処理すると、かように申しまして、政府自身が別なさいふを持つておるわけではありませんし、国民の負担においてそういうふうな対策に使われる、こういうようなことをやらないで、もう最初から公害を発生しないように事業家自身も計画してもらうし、そしてこの種の仕事はもう心配がないのだといふように、ぜひやりたいものだと、かように私は思います。こういう意味で、この点は、政府ももちろん、こういう問題が起こらないよう民间の協力を得るように積極的な姿勢で対処いたしますが、これは国民全般の皆さんからも、事態についての十分の認識を賜わりまして、御叱正、御鞭撻を仰ぎたい、かように思います。

○原田立君 総理に若干お伺いしたいと思うのであります。が、あまり時間がありませんので、ごく簡単にお聞きしたいと思います。

基本法審議のときに、総理は、基本法の精神を絶対後退させないようになると、こう、たしか言明なさつたわけですが、この具体化された実施法が骨抜きのような状態になつていて、これでは、ちよつと、国民はたまつたものではないのですが、あります。こういう実施法に対する総理の所感はいかがでござりますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) いろいろ御批判はあるうかと思います。しかし、私は、まず考えられることは、この際、この基本法ができる、その基本法と沿つて、まず二つの実施法案をつくつた。これははたいへんな前進ではないか、かように思つております。ただいま原田君の御指摘になりましたような点について、さらに私どもはくふうすることには、もちろんやぶさかではございませんが、ただいま総体として見れば、私はたいへんな前進であります。かように思つております。

○申込者は業者が制の間揮を要する事無く、この化成ろから思ひにしるのないろん。○B. いふ質問

大気の構成はだだ然としている。この相違によるものである。

思ふ

いうが、防止になれば、田原市はなれでいいでありますので、法律と實際にませであります。

立地の設置による害対策、片方現るゝこと、つて、そのうえ、は、かし、整備上げ、いまで、ない、も、二は在るわ
いと
ほう
内、公害対

のうちに、どうもう思つてはできぬ策にて、現状を改善するには、いかに點いは、は、

とで、すこし出でて、今度は、方全うりのさきてこれかが、もつといのういとれれるだるた悪いた業界由制は少はすこせまぜ

ついで、うとうとまうな法客強力持つそれが先ほんちります。○国申しに検にいわだきます。が、いかないで、処理ほんか、て阳县にまますといふ公宍にけり臣よりらのて

云議は、各の意見を述べるたることは、いはれて、おいて、おりて、おいで、おらたるに對する必要はない。

理が現状をもつてゐるのと、これで対立して討議をなすことはない。そこで、この方向で、実験をするのである。実験をするといふことは、いろいろなところに思ひ立つてゐるのである。それが何であるかといふと、それは現状をもつてゐるのと、これで対立して討議をなすのである。そこで、この方向で、実験をするのである。

このように、実施と同時に、組織の在り方を改めねばならないことは、必ずあります。たゞ、その度合は、田舎の農業生産者ほど、さういふことはないといふべきです。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

10. The following table summarizes the results of the study.

して、私どもがこれを鞭撻していく、また目を向けてもいきたい、かように思います。

○原田立君 ちよと、水のほうの問題になるのですけれども、三十一年の熊本における水俣病、それから三十九年の新潟の阿賀野川流域の水銀中毒、あるいは最近の富山のイタイイタイ病の公害

病の認定 こういうふうにずっと耕しているわけですが、残念ながら、公害病に認定されたのはイタイイタイ病だけであります。そのほかの熊本県の水俣病は、すでにそのままやむやんになっておりますし、阿賀野川流域の問題については現在裁判中、こういうようなことなんですが、これを前

提においてお聞きしたいと思うのは、これらはいずれも厚生省が研究調査班を派遣して、原因究明を続けてきたものだと思います。ところが、他の省から、すなわち福井省から、そちらのほうから

○國務大臣（佐藤栄作君）　阿賀野川の問題は、た
 ら横やりが入つて、やむやになつておるといふ
 のが現実なんです。それで、總理にお伺いしたい
 のですが、こういう他省から横やりの入らない研
 究調査班を確立すべきじやないかと、こう思つうの
 ですが、いかがですか。

だいま科学技術庁が中心になりますて、各省の調査したものを取りまとめて中でござります。したがいまして、私は、厚生省あるいは農林省、通産省等で調査したもののが、いずれ近いうちに取りまとめられて発表されると、かよう確信しております。ただ、いま言われるよう、調査研究機関といふもののもつと権威のあるものにしろと、これは確かにそろい必要があるだらうと思います。したがつて、いま一元的な調査機関はないので、いろいろあつしておるようでございます。できるだけ、各省まちまちに研究機関を持つよりも、やはり一本化されて、そして権威のあるもの、そういう調査方向に進むべきだと私も思います。また、そういう方向にいま研究されていることをつづけ加えておきます。

と、こういうわけなんありますが、ここで一つ問題を提起したいと思うのは、熊本の水俣病については、すでに以前、厚生省の食品衛生調査会において、水俣病の原因は工場廃液である。こうい

同時に被害者は非常に苦しむわけです。対策がおなじみで、それだけです。そういうことはない、近々結論が出てされるというよろんな御答弁と承つて、その点で解いたします。

それから最後に一つ……。
基本法には、いろいろときめなきやならないとがたくさんきまつております。ところが、今何は大気汚染と騒音だけである。工場立地適正化法もできてないし、あるいはまた、被害者の救済措置法もできておりませんし、これらのものを、わゆる国の責務として、一体法案の提案は、どのくらいの時間的なズレ等においてお出しなさるのか。その点はどうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) まあ、いろいろ工場立地の問題だとか、あるいは救済処置であるとか、あるいは基準を設する問題がござる、いろいろの基準を設する問題がござる、

るためには、それぞれの権限を有する各省の施策や方針を最終的に方向づけることのできる国の機関の設置が望ましい。このような機関は、専門的・技術的事項についての判断力と種々の利害の調整のための公正かつ健全な良識を必要とするもので、から観野が広く識見の高い各方面的学識経験者により構成される組織とすることが考えられよう。「ただ、屋上屋を重ねないように留意すべし」だ。こういう趣旨の答申が出されているわけです。ところが、実際はそうではありません。そこで、総理にお尋ねしたいのは、現在の公害対策は進歩的なものか、こういうような線に沿て改組される御意思があるかどうか、その点を伺いたいと思います。

で調査をやつた関係上、結論を出す場所が変わつておるわけであります。しかしながら、公害がなましにいまのようになつの方向に進められてまいりましたし、総理からもそのようなお指図を受けておりまするから、阿賀野川の問題については、科学技术長官と私と相談して、遠からずその結論を出したいたと思っております。水俣のほうは、そういうことになつておりますから、御指摘のとおりでありまするから、とりあえず、公害に準じた吃療を行なう。賠償等は会社との間に話し合いがついておりまするから、これもやはり阿賀野川と同じ性質の毒性でありまするから、これを機会に、これについては結論を出すべきであるといふことで、各省の意見をまとめて最後に総理の意見をただいて、そう遠からず、これが結論を出したいと考えております。

○原田立君 そうすると、いま厚生大臣のお話ですと、阿賀野川については近い将来に結論が得出され、こうしたことによろしいわけですね。

○国務大臣(園田直君) さようございます。

○原田立君 まあ、私、心配するのは、裁判を現在やつてある。裁判にまかされている。大体裁判というものは長くかかるものなんですから、その

間に被害者は非常に苦しむわけです。対策がおられるわけです。そういうことはない、近々結論がな出されるというような御答弁と承って、その点で解いたします。

それから最後に一つ……。

基本法には、いろいろときめなきやならないことがたくさんきまっております。ところが、今は大気汚染と騒音だけである。工場立地適正化法もできてないし、あるいはまた、被害者の救済措置法もできておりませんし、これらのものを、わゆる国の責務として、一体法案の提案は、どちらの時間的なズレ等においてお出しなさるのか。その点はどうですか。

○國務大臣（佐藤榮作君） まあ、いろいろ工場立地の問題だとか、あるいは救済措置であるとか、あるいはまた、いろいろの基準を設ける問題がござりますが、それらの問題を、それぞれできるだけ早目に整備していかなければならぬと思はず。おそらく、救済措置については、先ほど申しましたように、公害对策審議会においていま検討中でありますから、その結論が出次第、これは結論を得るだろうと思います。ただ、いろんな環境基準等の問題になりますと、もう少し調べが必要のかと思ひますけれども、しかし、この環境基準を整備しないと、公害のはい煙の排出あたりも、それをとめるわけにならないかないので、こという事柄も早くやらなければならない、かよううの私思つております。ただいま、事務当局を私は督励する立場ですが、いずれ、どの程度に次の段階で処理されるか、その辺のことはよくわかりませるので…。以上のように、私自身といたしましては、督励整備すると、かように御了承いただきます。

○瓜生清君 私は、總理に二つの問題について、公害対策の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

るためには、それぞれの権限を有する基本的の方針を最終的に方向づけることのできる国の機関の設置が望ましい。このような機関は、専門的な術的事項についての判断力と種々の利害の調整そのための公正かつ健全な議論を必要とするものであるから視野が広く意見の高い各方面の学識経験者により構成される組織となることが考えられます。「ただ、屋上屋を重ねないように留意すべきだ。」こういう趣旨の答申が出されているわけです。ところが、実際はそうではありません。そこで、総理にお尋ねしたいのは、現在の公害対策等が進連絡会議なるものを、こうしたような線に沿て改組される御意思があるかどうか、その点を伺いたいと思います。

それから第二点は、公害に対する企業の社会的責任について尋ねたいのです。率直に言へば、ならば、企業といたしましては、国際競争に耐える基盤をつくるとか、あるいはまた公害対策技術が未開発であるとか、いろいろ理屈をつけておりますけれども、その心底にあるのは、飽くまで利潤の追求であると言つても私は過言ではないと思うのであります。そこで、私は、こういふ勢の中で、特に政府としては、いかに自由経済であるとはいえ、企業が社会に迷惑をかけないところ、そういう範囲内でみずから発展といらうかはつていて、いわゆる企業の経営管理、こういうものを確立しないと、どんな法律つくつとも、盲点をつかれて実効があがらない、いうふうに思われるわけです。総理は公害対策最高責任者でありますから、こういう問題についてどういう決意で指導されようとしておるのか。この二つを御質弁いただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにいたします。

○國務大臣（佐藤栄作君） 公害防止についていろいろ各方面の意見を徵することは、これは必要のことございます。そこで、ただいま、審議会を既に開催でつくっておる公害対策会議、この二つのあることは御承知のとおりであります。私は、

るためには、それぞれの権限を有する基本的の方針を最終的に方向づけることのできる国の機関の設置が望ましい。このような機関は、専門的な術的事項についての判断力と種々の利害の調整そのための公正かつ健全な議論を必要とするものであるから視野が広く意見の高い各方面の学識経験者により構成される組織となることが考えられます。「ただ、屋上屋を重ねないように留意すべきだ。」こういう趣旨の答申が出されているわけです。ところが、実際はそうではありません。そこで、総理にお尋ねしたいのは、現在の公害対策等が進連絡会議なるものを、こうしたような線に沿て改組される御意思があるかどうか、その点を伺いたいと思います。

それから第二点は、公害に対する企業の社会的責任について尋ねたいのです。率直に言へば、ならば、企業といたしましては、国際競争に耐える基盤をつくるとか、あるいはまた公害対策技術が未開発であるとか、いろいろ理屈をつけておりますけれども、その心底にあるのは、飽くまで利潤の追求であると言つても私は過言ではないと思うのであります。そこで、私は、こういふ勢の中で、特に政府としては、いかに自由経済であるとはいえ、企業が社会に迷惑をかけないところ、そういう範囲内でみずから発展といらうかはつていて、いわゆる企業の経営管理、こういうものを確立しないと、どんな法律つくつとも、盲点をつかれて実効があがらない、いうふうに思われるわけです。総理は公害対策最高責任者でありますから、こういう問題についてどういう決意で指導されようとしておるのか。この二つを御質弁いただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにいたします。

○國務大臣（佐藤栄作君） 公害防止についていろいろ各方面の意見を徵することは、これは必要のことございます。そこで、ただいま、審議会を既に開催でつくっておる公害対策会議、この二つのあることは御承知のとおりであります。私は、

これらの運営にあたっては、ただいままで、あり不都合があつたようには実は思いません。しかし、瓜生君からただいまのような御指摘もござりますと、答申の線に沿つてないじゃないか、こういうような疑いを持たれた御意見のように聞きましたので、なおこれらの点につきまして誤解のないようにいたしたいと思います。ただいまでないようないたしたいと思います。ただいまでのところ、私は、わりに問題なくこれらの会議は運営されているのじやないか、かように思つておりますが、さらにもう一度検討することにいたしました。

たいことのように思います。いろいろ技術の進歩の問題もございまして、技術的に非常に困難だかようなお話を聞きますけれども、しかし、何よりも、私どもの地域社会が汚染される、汚濁される、こういうようなことは耐えられない。したがいまして、企業の社会的責任として、公害を発生しないようにいたすのが、これは当然だろうと思います。炭鉱経営の場合に、炭鉱の事故発生等が次々に起ころる。そういう意味で、保安を強化しようと皆さんから要望される。私はそれに答えて、人命を損傷して何の企業ぞと言いたいんだと、こういうこと今まで実は申しております。私は、ちょうど公害の場合も同様なことが言えるんじやないか。ただ、大気を汚染するにいたしましても、その許容範囲は一体どこまでだ、どこまでは許せられるのだ、こういう問題はあらうかと思います。したがつて、社会的責任、これを完全に果たす、こういうことを企業家自身考えてもらいたいと思うし、また、そのためには必要な技術の開発に努力してもらいたいと思います。しかし、一面に、許容範囲、こういったものも、よほど安全度を取り入れまして考るべきではないだろか、かように思います。ちょうどただいまこういう問題に当面している。これは事柄が致命的な問題でありますだけありますとか、これは、その放射能の被害といふに、私どもも非常に慎重に対策を立てなきゃならぬと思いますので、いわゆる原爆の奇跡問題でありますとか、これは、その放射能の被害といふに、私どもも非常に慎重に対策を立てなきゃならぬと思います。いろいろ技術的の進歩の問題もございまして、技術的に非常に困難だかのようなお話を聞きますけれども、しかし、何よりも、私どもの地域社会が汚染される、汚濁される、こういうようなことは耐えられない。したがいまして、企業の社会的責任として、公害を発生しないようにいたすのが、これは当然だろうと思います。炭鉱経営の場合に、炭鉱の事故発生等が次々に起ころる。そういう意味で、保安を強化しようと皆さんから要望される。私はそれに答えて、人命を損傷して何の企業ぞと言いたいんだと、こういうこと今まで実は申しております。私は、ちょうど公害の場合も同様なことが言えるんじやないか。ただ、大気を汚染するにいたしましても、その許容範囲は一体どこまでだ、どこまでは許せられるのだ、こういう問題はあらうかと思います。したがつて、社会的責任、これを完全に果たす、こういうことを企業家自身考えてもらいたいと思うし、また、そのためには必要な技術の開発に努力してもらいたいと思います。しかし、一面に、許容範囲、こういったものも、よほど安全度を取り入れまして考るべきではないだろか、かように思います。ちょうどただいまこういう問題に当面している。これは事柄が致命的な問題でありますだけありますとか、これは、その放射能の被害といふに、私どもも非常に慎重に対策を立てなきゃならぬと思いますので、いわゆる原爆の奇跡問題でありますとか、これは、その放射能の被害といふに、私どもも非常に慎重に対策を立てなきゃならぬと思います。いろいろ技術的の進歩の問題もございまして、技術的に非常に困難だかのようなお話を聞きますけれども、しかし、何よりも、私どもの地域社会が汚染される、汚濁される、こういうようなことは耐えられない。したがいまして、企業の社会的責任として、公害を発生しないようにいたすのが、これは当然だろうと思います。炭鉱経営の場合に、炭鉱の事故発生等が次々に起ころる。そういう意味で、保安を強化しようと皆さんから要望される。私はそれに答えて、人命を損傷して何の企業ぞと言いたいんだと、こういうこと今まで実は申しております。私は、ちょうど公害の場合も同様なことが言えるんじやないか。ただ、大気を汚染するにいたしましても、その許容範囲は一体どこまでだ、どこまでは許せられるのだ、こういう問題はあらうかと思います。したがつて、社会的責任、これを完全に果たす、こういうことを企業家自身考えてもらいたいと思うし、また、そのためには必要な技術の開発に努力してもらいたいと思います。しかし、一面に、許容範囲、こういったものも、よほど安全度を取り入れまして考るべきではないだろか、かのように思います。ちょうどただいまこういう問題に当面している。これは事柄が致命的な問題でありますだけありますとか、これは、その放射能の被害といふに、私どもも非常に慎重に対策を立てなきゃならぬと思いますので、いわゆる原爆の奇跡問題でありますとか、これは、その放射能の被害といふに、私どもも非常に慎重に対策を立てなきゃならぬと思います。いろいろ技術的の進歩の問題もございまして、技術的に非常に困難だかのようなお話を聞きますけれども、しかし、何よりも、私どもの地域社会が汚染される、汚濁される、こういうようなことは耐えられない。したがいまして、企業の社会的責任として、公害を発生しないようにいたすのが、これは当然だろうと思います。炭鉱経営の場合に、炭鉱の事故発生等が次々に起ころる。そういう意味で、保安を強化しようと皆さんから要望される。私はそれに答えて、人命を損傷して何の企業ぞと言いたいんだと、こういうこと今まで実は申しております。私は、ちょうど公害の場合も同様なことが言えるんじやないか。ただ、大気を汚染するにいたしましても、その許容範囲は一体どこまでだ、どこまでは許せられるのだ、こういう問題はあらうかと思います。したがつて、社会的責任、これを完全に果たす、

ものがたいへんだと思つておりますので、非常な
強い態度でこれと取り組んでおりますが、やつぱり
企業家自身も、この許容範囲、それがます満たさ
されているというか、だから社会的責任を果たして
いる、こう安易に考へないで、これらの事態につ
いては十二分にみんなが納得のいくようにな
らなければなりません。そこで、この問題を解
決するためには、やはり田川が主導的役
割を立てるという心組みであつてほしい、かね
て思ひます。しかし、そのためには、やはり田川が
許す法律、法規等をやっぱり整備しなきゃならぬ
と思いますから、今日ただいま基本法に基づきま
して処置法等も整備するように努力しております

木曾川の水質保全に関する問題は、四十二年の十二月以降、水質審議会に木曾川部会を設けまして、水質基準の改訂が銚意検討されているわけですが、通産省としても、佐屋川に開発する金魚、ボラ、稚等及び木曾川河口におけるノリの被害防止のためには抜本的な排水処理対策が必要だということで、水質審議会の問題と併行いたしまして、当初最新の技術である濾紹燃焼装置を中心とする排水の水質改善について詳細な検討を行

なってきただれでござります。しかししながら、こういう新しい燃焼装置を中心とする措置によつては、現地で要望される水質を短期間で実現するということは経済的技術的に限界がある。こういうふうな考えが出てまいりまして、新たに三興製紙工場の主力パルプ部門の移転によって、積極的に木曾川の水質保全に対処していくといふことも一つの考え方であるということで、そういうことを検討しているわけでございます。そういうことで、先般来新聞紙上に移転問題が出てきたわけでありまして、まず、序論といたしましてその経過を申し上げたわけござります。

○成瀬暢治君 それで、どうなるのですか、このことは。それから、各社によつてそのニアンスが違うわけです。

○政府委員(金井多喜男君) ただいま、私どものほうの立地公害部長が総括的に御説明申し上げましたまことに、私ども三興製紙の排水についての公害問題につきましては、通産省としても、何らかの積極的な抜本的な解決策をはからなければいけないということを痛感しておる次第でございます。

そこで、いま部長から御説明いたしましたように、その一つとして、問題のパルプ廃液のもとになるセミケミカルブルプの部門をどこかに工場場所を開するなり、他の会社と合併する、こういうことを積極的に指導しよ、また、三興製紙の側におきましても、何らかそういうようなかつこう

よつて企業の最低限度の営業が成り立つなら、ひとつよろしくお願ひしたいというような話がございまして、私どものほうも、そういうた措置につきまして、可及的すみやかに次のよろな方法によつて実現したいという考え方を持つておるわけでござります。それは、ただいまお話しになりましたように、セミケミカルパルプの設備が大体百六十トン程度、現に三興製紙にあるわけございまが、それを秋田県のほうに持つていく。かねがね秋田の地域開発の問題ですから、秋田県を中心になりますて、秋田製紙をぜひ秋田の新産都市の

開発に伴つて「へりたれ」、こうした要望が以前からございました。わざでござりますけれども、どうもいまの紙パルプの設備設置の官民調整の基準からいたしますと、地域開発上非常に重要なござりますけれども、日本の国内パルプ材確保なりあるいは——製品は主としてクラフトライナ、すなわち段ボールのおもて紙が秋田製紙を中心でござりますけれども、その需給の見通しからすると、単に地域開発という点だけでは、なかなかこれは新規の会社として設置が適当かどうかは関連業界においても非常に問題があつて、多少足踏みの状態になつておつたわけでござりますけれども、私ども、このたび、そういう公害のために三興製紙を行政的に強い要請をもつて移転させる、その場合に、やはり企業が成立立つようと考えてやらにやいかぬという要素と、それからもう一つは、そういう秋田の森林を中心とした資源開発、その点を加味いたしまして、この両社の合併といふよくななかつこうにおいて推進いたしたい、こういう考え方を内々まとめて、紙パルプの業界のほうと目下折衝中でございます。

以上、簡単でござりますけれども、そういったようなことが新聞等にいろいろ出ている。根本は、通産省の行政指導によつて企業のパルプ部門を移転させる、それが公害によつて移転するので、やはり自立できるような体制で秋田製紙といふものと結びつけて考え方よろ、そういうことでござります。

つは企業の問題、この二点を勘案しながらやる、
こういうふうに表現されましたが、いつどう一
企業の合併のことですから、われわれも、そろ簡
単に、きょうがあしたといふわけじゃないけれど
も、しかし、もう話は相当なところまで煮詰まつ
ておるというふうに新聞紙上を通して私たちは了承
しているんです。あるいは名古屋通産局長の談話、
あるいは三興製紙の創始社長の言等からも見ると、
られますぐ、その辺はどんなんめどになりましょ
か。

事さんのほうとしては、そういうかくこうで秋田製紙が日の目を見るのが望ましいので、そういう努力をいたしますと、話はこまかくなりますが、今月の下旬に発起人会を開く予定でござりますと、そういうお話をございましたので、まず、その発起人会においてどういう人が主要なる出資者として構成されるか、その点は秋田県知事さんのほうに積極的に推進していくたゞかといふ必要があります。それから第二番目といたしましては、話はやや私どものほうの専門的な問題になつて恐縮でござりますが、実は、日本の紙パルプの産業といふものにつきましては、年々国内の原本の高騰によりまして、おしなべて非常に経営が、既存の業者だけでもなかなかたいてんだぞういうなことです。でござりますので、法律ではございませんけれども、要するに、バルブ並びに製紙メーカーを中心として、広く業界側と生産担当官厅としての通産省との話し合い、これを私どもは官民協調と、こう申しておりますが、そういうことで設備調整を、中小企業が倒産しないように、しかも一方、紙の需要というものは年々一〇%も伸びておりますし、新聞紙をはじめ、私どもの生活文化の上に非常に大事でございますので、国際收支の関連等から、ぜひ国内の企業でもって国民経済のために生産するという方向で設備調整をやつておるわけでございますが、これにかけなければならぬ。この辺は、私どもの意思につきましては、先ほどから何度も申しましたように、ぜひそういうことでございます。これにかけなければならぬ。これら何度か申しましたように、ぜひそういうことで推進いたしたいと思っております。その点、業界側との話し合いは、先ほど私は、そういう方向で業界と話し合ひを進めておりますというふうに申しましたが、単に業界的会長さんとだけ話し合つたのじゃかりがつかないわけでござります。この辺は多少時間をかけていただかなければならぬ、こういうことになるわけであります。

秋田県の立地的な条件が早く整うということが必要でございます。この点、秋田の新産都市の開発に興連いたしまして、いろいろ秋田県のはうとでは、県の努力なりあるいは国の協力といふことでいろいろ進められておるわけですが、紙パルプ産業の場合に一つの大きな問題は、工業用水を確保できるということが必要でございます。この辺につきましては、内々秋田県が工業用水道を建設する計画を進めておられるというふうに聞いておりますが、これがどうも、私どもの通産省の所管の局のほうに問いただしましたところでは再来年の夏くらいではなからうか、そういうことでござります。その辺が、かりに工場移転といふものがうまくいった場合、私どものほうもうまくやらなければならぬ、こう思つておりますけれども、工場として運転ができる体制といふものから考えますと、最終的には受け入れの立地条件の体制といふものを早くやつていただきたいという必要があるわけですが、そりつた点で、結論的に申しますと、以上のような三つの問題がござりますが、まあ順調にいけば再来年の夏に移転ができる、というようなことにならうかと思います。私どもは、そりつてもいいわいと許可したが、それがやつてみたら、公害が非常に出てきた、そこで令度はかわりなさい、こういうことに対し協力を呼びかけて、何かそれに対して恩典と申しますか、融資なんかがあると思いますが、やはり何か状からいきますと、いわゆるニーカマーといふか、新規事業者ですね、これを誕生させるといふ

ことは、何ぶんにも紙ペルプ業界は中小企業が非常に多いだけに、いまの既存業者だけでもたいへんござりますので、新規業者を誕生させるということはむずかしい点があるわけでございます。特にだんだんと新聞紙等を中心に輸入をしなければ、国際的に負けてくるというような状態でございますので、新規に営業を開始する場合には、ある程度スケールメリットと申しますか、企業の単位を大きくして、大量生産といふものにもつていかなければいけぬ。そうなると、ほんのちよつとした工場でございませんので、そこにますます新規業者の加入という点に問題があるわけでございます。そりいった点から、先ほど来私が申し上げます根本は、公害でもってペルプ施設だけを移転した場合、それではとても採算が常識的に成り立つかんと思う。そこで、たまたま秋田の地域開発という問題もあるので、地域開発であつても、紙ペルプ業界にとつてはニューカマーといふことが問題になります。これは三興製紙の側にも、私どものほうで、通産省として業界をできるだけ説得して動きなさいということで、もし私どもの要請といふものが幸いに関連業界に受け入れられますならば、それは工場移転についてメリットになるというふうに、私どもは考えておるわけでございます。

Digitized by srujanika@gmail.com

秋田の工業用水の問題と、そちらのほうの問題が解決し、それからなんだ。こういうことになる。と、お先まつ暗で、第二灘尾用水等も着工ができる。ましてや農民は二年待つてくれ、これでは、それまで被害があるということになれば、たいへんな問題だと思う。ですから最後の詰めはどういうふうにお考えになつてあるか。

○政府委員(金井多喜男君) その詰めはどうなるか、その点、率直に申しまして非常に私ども頭の痛い問題でござります。私のほうがひとつこれは工場疎開ということによつて解決するよりやむを得ないのぢやないか、こう私所管局長として決心いたしましたのは、たとえば現地の強い要望といふことから申しますと、私はまああまり専門的なことは存じませんけれども、汚水度といいますか、それをC.O.Dであるわざることであります。が、これをC.O.Dであるわざることであります。が、会社のほうは五億の資本金に対して八億なり十億の投資をしてまで、何とか五百五十までは汚水度を薄めることができるといふことで、ある時期まで努力をしたし、通産省としても現在の汚濁度が半減程度になるから、その程度で、企業も相当な犠牲だから地元も御納得いただけないものかと思つておつたわけですが、どうもそれでは、私の感ずる限りでは非常にむづかしい。そうすると、それは地元の要求される五百五十といふことにはいたしますと、ごく大ざっぱな計算からすると、年間二、三億の赤字になる。工場としては成り立ちいかぬ、こういうことでござります。そういう点から、私どものほうとしては、公害については大いに通産省も前向きに考へるといふ点から、企業のメリットも考へて移転を考えるといふことにいたしたわけでござりますけれども、ただいま先生のおつしやいましたように、そういうことで二年待て、待てと言つて、それがうまくいかなかつたら、困るぢやないかといふことは、もう私も、それは当然おつしやられることばだと、こゝ思つておるわけでござりますが、私どものほうとしては、とにかく何とかそういうことについ

て——私ども通産省といふるものも昔と違いますで、業界との話し合いといふことになりますと、なかなかいたへんでござりますけれども、まあ一応役所がやる場合、調子のいいことばかりは考えておれぬということは万々承知しておるのでござりますけれども、何とかそういうことで解決しなければ、これは解決できないのだということで、いまの私の心境といたしましては、それこそ背水の陣と、こうう考え方で最大の努力をいたしてみた、このように思つておる次第でございます。

○政府委員(今泉一郎君) ちよつと、ただいまの成瀬先生の御質問並びに通産省の局長さんのお答えに關連しまして、ただいま水質のほうの規制に関する法律を当庁で所管しております関係上、一言だけ補足的に御説明申し上げさせていただきたいと思ひます。

経過、事情はまだいま通産省の金井局長より御説明申し上げたとおりでござります。私どもとしましては、去年から水質審議会に特に木曾川部会というものを設けまして、何とかして地元の方々の御要望にもこたえたいといふことで、強く通産省の方々並びに会社側のほうに御要望申し上げまして、今日まで御努力を願いまして、通産省並びに会社としても非常な努力をしまして、ただいま申し上げるような状況に至つたわけでございまして、ただ同時に、今後のわれわれとしましては、したがいまして、ただいま通産省からお答えがあつたことがなるべくすみやかに実現しますことを心から期待しております、これがめどがつき次第、水質の規制を行なう、こういうことになると思います。同時に、ただいま先生御指摘のように、第二灘尾用水の問題等沿岸の農民の方々、漁民の方々以外に、いろいろな関連問題もござりますから、私どもいたしましては水質につきましては、なるべくきれいにしていただきたい。将来木曾川の総合的な利水状況を考慮に入れまして、なるべくきれいに願いたいものだ、こう思つて、今後とも通産省のほうと連絡しまして、なるべく早くめどをつけてまいりたい、かように存じ

ております。

○成瀬輔治君 私ちよつと失礼いたしまして、割り当て時間が五分超過しておるそですかから、このなかながたいへんでござりますけれども、まあ一応役所がやる場合、調子のいいことばかりは考えておれぬということは万々承知しておるのでござりますけれども、何とかそういうことで解決しなければ、これは解決できないのだということで、いまの私の心境といたしましては、それこそ背水の陣と、こうう考え方で最大の努力をいたしてみた、このように思つておる次第でございまして、それが私が了承したやうなもので、たいへん残念だと思いますが、私はこういうふうに考えておりましても、これを聞きっぱなしでると、大臣等にも一般論として承つておきたかったと、そう思ひます。しかもC.O.Dの四百五十とか五百五十とかの数字が出てまいりましたから、そのことについても、これを見つけておる次第でございまして、あと地対策を考える。

経過、事情はまだいま通産省の金井局長より御説明申し上げたとおりでござります。私どもとしましては、去年から水質審議会に特に木曾川部会といふものを設けまして、何とかして地元の方々の御要望にもこたえたいといふことで、強く通産省の方々並びに会社側のほうに御要望申し上げまして、今日まで御努力を願いまして、通産省並びに会社としても非常な努力をしまして、ただいま申し上げるような状況に至つたわけでございまして、ただ同時に、今後のわれわれとしましては、したがいまして、ただいま通産省からお答えがあつたことがなるべくすみやかに実現しますことを心から期待しております、これがめどがつき次第、水質の規制を行なう、こういうことになると思います。同時に、ただいま先生御指摘のように、第二灘尾用水の問題等沿岸の農民の方々、漁民の方々以外に、いろいろな関連問題もござりますから、私どもいたしましては水質につきましては、なるべくきれいにしていただきたい。将来木曾川の総合的な利水状況を考慮に入れまして、なるべくきれいに願いたいものだ、こう思つて、今後とも通産省のほうと連絡しまして、なるべく早くめどをつけてまいりたい、かように存じ

ております。

○成瀬輔治君 私ちよつと失礼いたしまして、割り当て時間が五分超過しておるそですかから、このなかながたいへんでござりますけれども、まあ一応役所がやる場合、調子のいいことばかりは考えておれぬということは万々承知しておるのでござりますけれども、何とかそういうことで解決しなければ、これは解決できないのだということで、いまの私の心境といたしましては、それこそ背水の陣と、こうう考え方で最大の努力をいたしてみた、このように思つておる次第でございまして、それが私が了承したやうなもので、たいへん残念だと思いますが、私はこういうふうに考えておりましても、これを聞きっぱなしでると、大臣等にも一般論として承つておきたかったと、そう思ひます。しかもC.O.Dの四百五十とか五百五十とかの数字が出てまいりましたから、そのことについても、これを見つけておる次第でございまして、あと地対策を考える。

経過、事情はまだいま通産省の金井局長より御説明申し上げたとおりでござります。私どもとしましては、去年から水質審議会に特に木曾川部会といふものを設けまして、何とかして地元の方々の御要望にもこたえたいといふことで、強く通産省の方々並びに会社側のほうに御要望申し上げました。ただ同時に、今後のわれわれとしましては、したがいまして、ただいま通産省からお答えがあつたことがなるべくすみやかに実現しますことを心から期待しております、これがめどがつき次第、水質の規制を行なう、こういうことになると思います。同時に、ただいま先生御指摘のように、第二灘尾用水の問題等沿岸の農民の方々、漁民の方々以外に、いろいろな関連問題もござりますから、私どもいたしましては水質につきましては、なるべくきれいにしていただきたい。将来木曾川の総合的な利水状況を考慮に入れまして、なるべくきれいに願いたいものだ、こう思つて、今後とも通産省のほうと連絡しまして、なるべく早くめどをつけてまいりたい、かように存じ

ております。

○成瀬輔治君 私ちよつと失礼いたしまして、割り当て時間が五分超過しておるそですかから、このなかながたいへんでござりますけれども、まあ一応役所がやる場合、調子のいいことばかりは考えておれぬということは万々承知しておるのでござりますけれども、何とかそういうことで解決しなければ、これは解決できないのだということで、いまの私の心境といたしましては、それこそ背水の陣と、こうう考え方で最大の努力をいたしてみた、このように思つておる次第でございまして、それが私が了承したやうなもので、たいへん残念だと思いますが、私はこういうふうに考えておりましても、これを聞きっぱなしでると、大臣等にも一般論として承つておきたかったと、そう思ひます。しかもC.O.Dの四百五十とか五百五十とかの数字が出てまいりましたから、そのことについても、これを見つけておる次第でございまして、あと地対策を考える。

経過、事情はまだいま通産省の金井局長より御説明申し上げたとおりでござります。私どもとしましては、去年から水質審議会に特に木曾川部会といふものを設けまして、何とかして地元の方々の御要望にもこたえたいといふことで、強く通産省の方々並びに会社側のほうに御要望申し上げました。ただ同時に、今後のわれわれとしましては、したがいまして、ただいま通産省からお答えがあつたことがなるべくすみやかに実現しますことを心から期待しております、これがめどがつき次第、水質の規制を行なう、こういうことになると思います。同時に、ただいま先生御指摘のように、第二灘尾用水の問題等沿岸の農民の方々、漁民の方々以外に、いろいろな関連問題もござりますから、私どもいたしましては水質につきましては、なるべくきれいにしていただきたい。将来木曾川の総合的な利水状況を考慮に入れまして、なるべくきれいに願いたいものだ、こう思つて、今後とも通産省のほうと連絡しまして、なるべく早くめどをつけてまいりたい、かように存じ

おるのだ、行政指導はこうやりなさいといつて、地方自治体に向かってやつておきたいと思いまなことがあるば、この際承つておきたいと思いま

す。

○国務大臣(園田直君) いまの問題は今後いろいろ出てくる問題だと思います。そこで公害といふものは何も犯人を見つけて犯人をたたくためのものではございません。あくまで被害者の人命を守り健康を守るというのが目的でありますから、私はここではつきりしておかなければいけないことは、中小企業あるいはその他で生産とも見合わないし、施設はなかなかできない、あるいはいまのように強制的に移動する場合にはいろいろ問題が出てまいります。こういう場合には、はつきりしておかなければならぬことは、だからといって公害に対する処置をほんとうにおくことは、これはとてもできない、あくまでも零細であろうと、あるいはその企業がつらかろうべきである。しかし、その処置をするために出てくるいまのような土地の問題、住宅の問題あるいは金融の問題等については当然これは国家が責任を持つてこの企業が成立していくようにならなくてはなりません。それで、あくまでも

生産とも見合はないし、施設はなかなかできない、あるいはいまのように強制的に移動する場合にはいろいろ問題が出てまいります。こういう場合には、はつきりしておかなければならぬことは、だからといって公害に対する処置をほんとうにおくことは、これはとてもできない、あくまでも

零細であろうと、あるいはその企業がつらかろうべきである。しかし、その処置をするために出

くべきである。それはとてもできない、あくまでも

零細であろうと、あるいはその企業がつらかろうべきである。しかし、その処置をするために出

べきだと考えております。

なお、細部についてはそれぞれ所管から言われると思いますが、関係の大臣にもいまの御意見は私責任を持って伝達をいたします。

○成瀬権治君 自治省のほうから……。

○説明員(森岡敬君) 都市の密集いたしておりますと、地域から遠くへ工場が移転しますことが公害対策上非常に望ましいというふうな場合、新しく取

得されました土地あるいは建物につきまして不動産取得税を軽減することが公害対策上有効だとい

う場合があり得ると思います。かなりあるうと思

います。それでいま御指摘がございましたよう

に、都道府県の条例でそういう場合には一定の輕

減措置をするというふうにきめておりますところ

が御承知のようにかなりございます。その場合た

だ非常にむずかしい問題は、お話を中にもござい

ましたが、前の土地をそのまま保有しておられま

す場合に、売りたいんだが売れなくて保有してお

られるという場合もありました。しかしまた

企業の財産として将来のいろんなことをお考えに

なって、なお保有しておられるという場合もあり

ますしょくし、その辺の具体的な中身を一律には

必ずしも律し切れないという場合がありますの

で、たてまととしては前の土地を処分なすつて新

しい土地と前の土地とが振りかわつたという場合

に前の土地の相当分の不動産取得税相当額を減額

する、こういうことになっておる条例が多いわけ

でございます。具体的な事例になりますといろいろ

ござりますけれども、いま各企業によりまして事

例が違いますので、実情に応じた措置をとること

がもちろん必要だらうと存りますけれども、各県

の条例はいまのところそういう形のものが多いと

いうことに相なつておるわけでございます。

○説明員(山本成美君) 工場あと地の買収の問題

につきましての御質問でござりますが、昭和四十

一、二年の東京都だけの例でございますが、おの

う政府の方針をやつしていることはうしろ向きのこととをやつておるわけです。どうするかということに

で、それじゃもう少し待とう待とうということになつてしまつて、公害対策を積極的に進めるとい

うなければならない。だから一年以内ですよ、こういうことになつてしまつて、公害対策を積極的に進めるとい

う政府の方針をやつしていることはうしろ向きのこととをやつておるわけです。どうするかということに

で、それじゃもう少し待とう待とうといふことになつてしまつて、公害対策を積極的に進めるとい

保有する政策がいいのかどうかという問題が片やございまして、資金のワクの関係もございますの

で、現在の段階では公共団体がその土地を積極的に必要とするかどうかといった点に着眼を

いたしまして起債を認めるか認めないかを決定せ

ざるを得ないといったような事情もござりますけ

れども、公害の問題に関連いたしましたものにつ

いても、公害の問題もござりますけれども、ここで口にすべき問題ではないと、公害対策なり土地の問題

としていたいへん大きな問題ですね。私も意見はございませんけれども、ここで口にすべき問題ではない

かどかといふ議論は、地価対策なり土地の問題としてたいへん大きな問題ですね。私も意見はございませんけれども、ここで口にすべき問題ではない

ら、これはどうするかということを考えてもらい

たい。それから山本さんのほうにお願いしたいと思

いますことは、地方公共団体が土地を持つのがいい

かどかといふ議論は、地価対策なり土地の問題

としてたいへん大きな問題ですね。私も意見はございませんけれども、ここで口にすべき問題ではない

いたい。いたいとしたのでござります。

たしました。簡潔に申しますと、工場側としても公害対策については万全の措置を講じているし、また、新しく生産施設を増設するについても、住民の皆さま方の公害に対する不安を除外するように努力をしておる。しかし、そういう言明がございけれども、いままなお閑住民の側からはそういう心配が取り去されているのに見受けられない状態でございます。セメントを生産する工程においては、セメントの粉じんが離散する。風向きによりましては、特に稻の開花時期などには非常な被害を受けるというようなこともいわれ、第一私どもに一番手つり早くわかるのは、屋根のかわらがセメントが付着いたしましてまつ白になつておる。白がわらのような状態になつておる。こういうようなことが目立っております。そういうようなところから、やはり生活にも非常に影響を及ぼすし、農産物、林産物にも被害を及ぼすし、また子供のおしめなどを干していると、それに粉じんがついて、そのままおしめを使うと、赤ちゃんに湿しがんができるといふようなことも聞かされておったわけでございます。そういうようなことをかいことは申しませんし、またお手元に地元からの陳情書の写しが出ておりますから、当局におかれてもごらんをいただきたいと思うのでございますが、そういうような状態に対しまして、二つの点からお伺いをいたしたいと思います。

それから第二点は、これは御承知のとおり指定地域になつております。滋賀県にはそういうところがどこにもございませんので、どうしても県の条例によつて規制しなければならない。県のほうも——県の民生部長も同行しておりましたのが——県条例をいま立案中であるということをございますが、すみやかに厚生、通産両省におかれましては、県条例の施行に対する御指導を願いたいといふことが第二点でございます。

るん必要でござります。だからといって、住民の生命や、財産また生活に公害が及んでくるといふことは、これは許されないことであると思います。その周、関係当局の御苦心のあるところなどと思ひますが、以上の諸点につきまして、それぞれの各省各局の責任者の方からお伺いをし、最後に厚生大臣の御所見を承って、予定の時間一ぱいで質問を終わりたいと思ひますが、まず、いま申し上げた点についてお答えを願いたい。

○政府委員(矢島嗣郎君) 御指示によりまして簡単に要点だけお答えいたします。私ども、先生の御質問の四点のうちの、第一と第二と第四に關係しておりますので、その順に申し上げます。

第一の問題ですが、現在においても会社として

第二番目には、後ほど厚生省からも答弁があると思いますけれども、この地域は、御指摘のように煙規制法の指定地域になつておらないので、こういうものを法的に規制するとすれば、府県の条例を制定するよりしようがないと思いますが、滋賀県と十分に連絡をとり、実効のある公害の防止の条例が制定されるように、厚生省、通産省、各省でもつて指導してまいりたいと思っております。私どもも、県がそういう条例をつくりたまうことは聞いておりますので、その条例の内容は実効があるかどうか、先生の御指摘のような問題点を十分解決するものであるといふような案にするように指導していきたいと考えております。

クーラーについてはマルチクロン集じん機を設置しておりますが、御指摘のとおりに現実に被害が出ておる、こういうことは否定できないと思います。これに対して何らかの対策をやらなければならないということは、言うまでもないこととしてございまして、既存の五基につきましては、もつと捕集率のいい、性能のいいものに改善するなり、それに切りかえるなりといふことをさせたいと思つておりますし、それからいま言つたロータリーキルン、クーラー以外の途中の過程におきましても、少しずつ粉じんが出ておりますので、そういうところにつきましても、グラスバフクフィルターといふようなものをつけまして、遺憾なきを期したい。これが既設五基、それから新規に設置する分につきましては、当然のこととして現在の既設の分の集じん機にかんがみまして、捕集率のいい集じん機をつけるのはもとよりのこと、中間段階におきましても、粉じんが出ないよう同じくグラスバフクフィルター等を設置いたしまして、遺憾なきを期する、こういふうな行政指導をしていきたいと思います。要するに、既設分については集じん機の改善、新設分については、いい集じん機をつけさせる、これが結論でございま

第四番目の補償につきましては、まず補償の前に、基本的には工場側における先ほど申し上げました今後の改善計画の実施を指導して、それに遺憾なきを期することによって、今後絶対に被害が生じないようにする。そういうことがまず第一番であると私どもは考えておりますが、補償の問題は、無視することはもちろんできないわけでございまして、ただ補償につきましては、一応当事者間の問題でもあるので、原則として当事者間の話し合いによりまして、円満に解決することが望ましいと考えております。

以上、第一の点、第二の点、第四の点についてお答えをいたしました。

○政府委員(武藤瑠一郎君) 今回の問題につきましては、厚生省といたしましては、大気汚染防止の見地から、指定地域外で問題を起こしております問題につきましては、条例のないところにつきましては、すみやかに条例を制定する指導をいたしたい。そのほか、特に地場産業等におきましては、住民の生活環境の保全、この点についてややあればなかなか表に出でこないというような点をござりますので、そういう点につきましては、よく県を指導いたしまして、住民生活の環境の保全に全力を尽したい。それからいま通産省からお話をありましたように、事後の対策のみならず、事

前にこういふ面につきましては、十分事が起ころないよう、行政指導の面につきましては関係各省と連絡を取つて十分やりたいと、かように考えております。

○説明員(木村晴吉君) 第三の事項についてお答えいたします。農林関係の被害の実態につきましては、実は現段階におきましてその分布の状況及び被害の度合いについては十分把握いたしておりません。したがいまして、今後県当局と十分連携いたしまして、調査の結果を待ちまして関係当局と十分協議して善処いたしたいと思っております。

○西村闇一君 最後に、厚生大臣の御所見を承つて私の質問を終わりたいと思いますが、いまお聞き及びのよろんな状態があらわれております。それぞ関係各省におかれどは、私の質問に対して誠意を持ってお答えをいただきました。これらをすみやかに行政指導その他の面において実現でありますように御配慮を願いたいと思います。特にお聞き及びのとおり、赤ちゃんの発育にまで公害が及ぶと、これはそら一般的な例でないかもわからぬせんけれども、そういうことがいわれております。それから地下水の問題にも影響がある。それからまた、これは大臣の御所管ではございませんが、国定公園の景観が害せられる。これはやはり産業の振興という面と、自然の景観を保つという面とは両立しがたい矛盾がござりますけれども、あのいわば滋賀県の象徴ともいいくべき伊吹山の自然美が破壊されるということに対しても、できるだけこれを防いでいくようなやはり配慮が必要じやないかと、これもやはり県条例等によつて規制をすることもでき得ると思ひますが、とにかく国土を保全する、国土の自然を保つていくことと、地場産業を育成するということと、住民の生命と生活を守るといふ点等の諸問題に對して、大所高所からの政治的配慮が政府としては必要ではないかと思います。私いたしましては、さきに申し上げましたように、あくまでも地場産業を育成す

るという立場に立ちながら、特に厚生大臣として住民の生命と生活を守るといふ立場から、大所高所からの御見解をこの際承つておきたいと思つております。

○國務大臣(國田直君) ただいまの御意見の中にほとんど尽くされておりますが、地場産業といふもので、その企業と住民との間が非常に円満に併合つてゐるうちにだんだん公害が大きくなつて起きてくるといふ所があります。したがいまして、いま御指摘のとおりに、まず第一は住民の健康、生命の保全、第二には地場産業の育成、こらういう順序にいたしまして、このように円満にいつて地場産業につきましては、みずからわれわれが進んで、あるいは通産省と連絡をとり、いろんな防じん設備、あるいは補償の問題、あるいは企業に対する要望の問題等、私のほうで責任を持って関係各省と話し合つて、進めていきたいと考えております。

○戸田菊雄君 各委員からだいぶ質問が出されまして、重複している点もありますので、簡単に、さら時間も二十分しかございませんので、その範囲で質問してまいりたいと思います。

その第一の問題は、この前もいろいろと質問してまいつたなんありますが、規制対象の拡大問題についてでありますけれども、現在このばい煙規制法による規制対象は伝熱面積が三十平方メートル以上燃焼となつておると思うんです。で、新法による規制対象の規模はいずれも政令で定めてまいると思うんですが、その政令の内容は大体現行法どおりでいくのか、それともまた、もつと一步前進をした形をとられるのか、この辺の内容について説明を願いたいと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) ばい煙規制法であります。一般的に階級をするといふ考え方でございまが、御指摘の施設の拡大については今後大体、そのまま漫然とそのまま続けておるというわけではありませんが、現在のところといたしましてはその線でもつて進むにしても、大部分の亜硫酸ガスの量といふものを規制の対象にすることができるかどうかといふところに問題があるわけございますが、先ほど厚生省の公害部長が説明しましたように、われわれといたしましても現在のまま漫然とそのまま続けておるというわけございませんが、現在のところといたしましてはその線でもつて進むにしても、大部分の亜硫酸ガスの量を規制の対象下に置くことができるといふふうに存じておるのでございまして、いまの段

りりたいと、かように考えております。

○戸田菊雄君 三十平方メートル未満のばい煙発生施設、これはいま非常に多いと思うんであります。これもなかなか軽視できない問題だらうと思つうですが、これらに對する対処策はどういうふうにお考へになつておりますか、その辺をひと次第であります。

○國務大臣(國田直君) ただいまの御意見の中にほとんど尽くされておりますが、地場産業といふもので、その企業と住民との間が非常に円満に併合つてゐるうちにだんだん公害が大きくなつて起きてくるといふ所があります。したがいまして、いま御指摘のとおりに、まず第一は住民の健康、生命の保全、第二には地場産業の育成、こらういう順序にいたしまして、このように円満にいつて地場産業につきましては、みずからわれわれが進んで、あるいは通産省と連絡をとり、いろんな防じん設備、あるいは補償の問題、あるいは企業に対する要望の問題等、私のほうで責任を持って関係各省と話し合つて、進めていきたいと考えております。

○戸田菊雄君 これは、条件が違うと思うんです。十分通産省とも検討いたしたいと、かように思つておられます。

○戸田菊雄君 これは、条件が違うと思うんです。十分通産省とも検討いたしたいと、かように思つておられます。

○政府委員(矢島嗣郎君) 大気汚染防止法施行後、必ず検討はいたします。

○政府委員(矢島嗣郎君) 大気汚染防止法施行後、必ず検討はいたします。

○戸田菊雄君 これは要望でありますけれども、かりにそういう規制拡大を行なつていいだといふ場合に、やはりこの対象は中小零細企業、こういうものが多くなると思うのですね。ですから、そういうものに對しては國からも何らかの援助措置が——検討して拡大規制はかつていくといふことと並行して、行なわれていかない、企業がもたないと、いうことになるのですが、その辺の事業所まで相当きつく規制をされておると思うんです。そういうところからいくと、前段で質問した内容については若干ゆるいんじやないか、まあ一般的船舶が五百トン以上、まあ比較的小さい規模の事業所まで相当きつく規制をされておると思うんです。そういうふうに考えるんです。したがつて、もう少し規制措置というものを強く、拡大していくのが私は当然じやないかと思うんですけれども、この辺の見解はどうですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) 大気汚染に関しましては、結局、たとえば亜硫酸ガスの場合であれば亜硫酸ガスの量といふものが大部分です。大部分の亜硫酸ガスの量といふものを規制の対象にすることができるかどうかといふところに問題があるわけございませんが、先ほど厚生省の公害部長が説明しましたように、われわれといたしましても現在のまま漫然とそのまま続けておるというわけございませんが、現在のところといたしましてはその線でもつて進むにしても、大部分の亜硫酸ガスの量を規制の対象下に置くことができるといふふうに存じておるのでございまして、いまの段階ではこの法律ができまして、第一回の政令を出す段階では、特にさらに小さいものまでも対象に出することはないわけござります。しかし、繰り返すことでござりますが、亜硫酸ガスの量もそれぞれ全般にふえてまいりますといふことも考えられますので、そういう場合においては再検討するにはやぶさかでないわけでござります。

という段階だと耳にするのでありますけれども、この環境基準といふのは公害防止策の私は行政のよりどころだらうと思います。やはりそれが根拠だと思いますね。大体どういう審議の内容ですか。その辺についておわかりならば、お聞かせ願いたい。

○政府委員(武藤琦一郎君) 現在の厚生省の生活環境審議会——もとの公害審議会でございますが、そこでいま審議を願つております。近く答申がある予定でございます。この答申をまちまして、政府としては亜硫酸ガスの環境基準をきめたいと思います。それから自動車に関する関係があります酸化炭素の問題等も引き続いて早急に検討いたしたい。なお、騒音の環境基準につきましても騒音規制法の施行の時期までには間に合わせたい、かように考えております。

○戸田菊雄君 それから亜硫酸ガスについて、その数値の基準ですね、これは大体〇・一PPMといふことについているんです。が、大体その辺でしようか。

それからもう一つは、大気汚染防止法なし騒音規制法、これが施行に間に合うように答申が得られる見通しがあるのかどうか、この辺の見通しについてお尋ねをしておきたいと思います。

○政府委員(武藤琦一郎君) 先生いま数値をあげられましたが、審議会の専門委員会のほうで一時間値〇・一PPM、二十四時間平均値〇・〇五PPMといふ数値がいわゆる一つの日安として意見が出されました。が、審議会で決定いたしましたので、その点について現在審議会で検討中でございます。この法律の施行は半年以内に施行することになりますが、亜硫酸ガスにつきましては、それ以前にできるだけ早く政府として決定いたしたいと、かように考えております。

○戸田菊雄君 関係の面だけ質問してまいりたいと思うんですが、それからもう一つは、この排出基準、現行法では発生施設の種類ごとに規制をされている、それが結局全国一律のかつこうで規制がとられるという矛盾があると思うんです。

が、こういう問題についてはもう少し検討の余地があります。もとより簡単に申し上げますと、排気ガスの規制といふものにつきましては、自動車の車両の車両、ことに大牟田地区とか、福岡、亜硫酸ガス及び無水硫酸については、川崎、横浜、四日市、倉敷、こういったところについては特例基準といふものを設定していると思うんです。こういうケースは今後産業開発に伴つて、ことに新産都市、そういう地域に対してあらかじめ想定ができる問題だと思ひます。ですから、そういう特例措置といふものは、もっと見通しのきいた内容において整備調整といふことをはかつていつらどうかと、こういうふうに考えるなんですが、以上、内容については三つあります。が、それらの点について質問しておきたい。

○国務大臣(武藤琦一郎君) いま先生御指摘のように、亜硫酸ガスにつきましては、三地域について他よりもきびしい基準をきめておりますが、その地域の状況にかんがみまして、他の地域についても三地域と同様、あるいはその他の事情を勘案しまして一般的な基準以外の基準をきめるということは当然考へなくちやいけないかと考えます。

この新しい法律では全国一律に排出基準をきめる新しく規定いたしておりますが、そういう点が、

なんではなくて、特別の地域には必要な排出基準をきびしく適用していくと、こういう一つの例でございます。

○戸田菊雄君 自動車の排出ガスの許容限度についてお伺いしたいと思うんですが、これは前の質問でも私は指摘いたつおりであります。まず運輸大臣が当面決定権を持つと、こうしたことになります。また規制しているものは新型車だけでござります。ただし、この排気ガスの防止の問題、これは世界的にもまだ新しい問題でございまして、外國においてお伺いします。ヨーロッパ方面でもまだこの規制に対する対応であります。また、アメリカ国であると思ひます。ヨーロッパ方面でもまだこの規制に対する対応であります。

○戸田菊雄君 この第十九条の許容限

すけれども、これは先ほど來お答え申し上げておきますと、使用過程の車、これが排気ガスを出しますが、それに対しては何%という規制方法はできませんけれども、それにつきましては、使用過程の自動車につきましては、だんだんと走行キロが増すにつれまして有害なガスの排出といふことが増加してまいりますので、これに対しましては、いろいろな方法によりましてこれを規制もっぱら点検整備の方法によりましてこれを規制いたしまりたい、こうしたことでございまして、いまでも調査研究を続けてまいりましたが、ある種の要点を点検整備いたしますと、それによって排出ガスの程度が減つてまいるというような実績がわかつてまいりました。そこで現在は、まだ中間段階でござりますけれども、今までのデータによりまして、一応定期点検整備といふことについても、この点につきまして私どもは責任をもつて運輸車両法並びにそれにに基づく保安基準といふものによりまして、こういたものを規制してまいりますので、その実績からかんがみまして遺憾なきを期するというふうに私どもは考えております。

○戸田菊雄君 それから、この現在の許容限度は新型車だけに適用されるということになつていいつておりますので、その実績からかんがみまして遺憾なきを期するというふうに私どもは考えております。また、従来までも道路運送車両法並びにそれにに基づく保安基準といふものによりまして、こういたものを規制してしまして、この点につきまして私どもは責任をもつて運輸車両法並びにそれにに基づく保安基準といふものによりまして、こういたものを規制してしまっては、この点につきまして私どもは責任をもつて遺憾なきを期するというふうに私どもは考えております。

○戸田菊雄君 それから、この現在の許容限度は新型車だけに適用されるということになつていいつておりますので、その実績からかんがみまして遺憾なきを期するというふうに私どもは考えております。また、従来までも道路運送車両法並びにそれにに基づく保安基準といふものによりまして、こういたものを規制してしまっては、この点につきまして私どもは責任をもつて遺憾なきを期するというふうに私どもは考えております。

○戸田菊雄君 それから、この現在の許容限度は

こういったものにつきましての点検整備基準といふものを作りまして、それによって整備点検を義務づけてまいりたい、それによって排気ガスの濃度を減らすようになつたとしてまいりたいといふふうに考へてあります。

○戸田菊雄君 点検の面からいえば、確かに整備要領等で、もつと具体的に指導監督なし点検、こうしたことを行つてもらわなければいけない。だから、こういう部面に対する適用措置といふものをどういふふうに考へてあるか、それを伺いたい。

○戸田菊雄君 この点につきましては、お説のとおりに現在規制しよろと思っていますが、まず運輸大臣が当面決定権を持つと、こうしたことになります。また規制しているものは新型車だけでござります。ただし、この排気ガスの防止の問題、これは世界的にもまだ新しい問題でございまして、外國においてお伺いします。ヨーロッパ方面でもまだこの規制に対する対応であります。また、アメリカ国であると思ひます。ヨーロッパ方面でもまだこの規制に対する対応であります。

○戸田菊雄君 この点につきましては、お説のとおりに現在規制しよろと思っていますが、まず運輸大臣が当面決定権を持つと、こうしたことになります。また規制しているものは新型車だけでござります。ただし、この排気ガスの防止の問題、これは世界的にもまだ新しい問題でございまして、外國においてお伺いします。ヨーロッパ方面でもまだこの規制に対する対応であります。また、アメリカ国であると思ひます。ヨーロッパ方面でもまだこの規制に対する対応であります。

○戸田菊雄君 この点につきましては、お説のとおりに現在規制しよろと思っていますが、まず運

をしていきますが、何か名案があつたら教えていただきたい。

○説明員(内村信行君) ただいまおつしやいまして、たとおりに、測定装置というものをあらゆる整備工場が持つということは非常に困難でございります。ごく特殊の大きな工場は別といたしまして。

一般的には無理かと思ひます。したがつて、先ほど申し上げましたよな整備点検要領といふものでまいらさるを得ないわけでござりますが、その間に、実際にそれに従事する人々、これに対してもどういうふうにするかということをごぞいます。が、整備工場には整備士というものがございまして、その整備士の研修でありますとか、あるいは技能検定、そういう機会にこういった者に対する教育を行なつてまいり。それから一方、現在指導中でございますが、先ほど申し上げました点検要領といふものを配つて指導しておりますけれども、その指導の際に、あわせてそういう整備工場で実際の仕事に携わる人、そういう人に対し、くだんだんと漫透させてまいることによつて、こういったことができるようになつて考へておられます。

○ 説明員（内村信行君） 先ほど御説明申し上げた
と思ひますが、ディーゼルあるいはプロパンガス自動車ですね。これに対しても
は許容限度は適用しない、こういうことです。したがって、これはまあいまのところは大体台数が十
一万台程度だらうと思いますし、それが地域的には大都市中心、こうしたことになつておるのであ
りますが、ある学者に言わせますと、プロパンガスが原因になつて白いスマッグ等も発生をしてお
る、こういうところで学理的には究明をされつゝあるわけです。そういうところから言えば見
がし得ない重要な問題ではないかといふように考へるわけです。こういった問題に対する、今後の許
容限度そのものに対する処理の問題、それはどういふふうに対処していくわけですか、その点お聞
いしたい。

ス、こういったものにつきましては、一酸化炭素は非常に少ない。わりにきれいであるということ

を申し上げました。それによつて規制をしていくのだといふことを申し上げたわけであります。が、先生御指摘のように、かつてLPガスによつて、いわゆる白いスマッグと申しますか、そういうふう

とが問題になつたのは事実でござります。そこで、私どももこれに対し、どういうふうな理由でこういうことができたのか研究いたしたわけですが、どういふことがございました。その場合は自動車用でないものが混ざつたLPGガス、これが一時出回つたことがございました。そういうものを使用したものについて、そういうふうな白いスマッグの現象が出るというふうに承知しております。したがつて、規格に合つた燃料といろものを使つていまいりますれば、こういつたような問題は出ないかといふふうに考えております。
○戸田鶴雄君 厚生大臣にお伺いしたいと思うのですが、公害基本法などいうものは、公害の種類として六種類実は掲げられているわけです。ところが、今回のこの両法案については悪臭の問題がどこにもないのですね。これは一体どういうところ

○國務大臣（畠田直君） 惡臭の問題については、現行法の清掃法であるとか、あるいは層畜条例であるとかその他でやつておりますが、実はこれより非常に大きな問題であります。この基準をきめますと、實際の技術的な問題が非常に困難であります。とりあえずは公害事業団の事業その他でそれぞれ起こつた問題を処理することとして、惡臭に対する法案の案は非常におくれたわけでございまして、二百戸ぐらいの住民の皆さんには、ハエがもう何となく飛んでくるので困るといった感じでござります。

いいですか、集団で、食事をするときにやつてくれる。こういう状態が実はあるわけですよ。それで

非常に困っているような事象が実は発生している。あるいは産業活動とかそういうものによつて、どんどん発生をしている。特に漁港あたりに行きますと、各種加工業、こういったものがいつ

ばい発展してまいりまして、そういうところは悪臭が非常に出ており、そういうものが現在各所で起ころりつある、また起ころっているわけです。そういう中で、こういう悪臭問題が基本法で示されている。それが単に汚水処理等の関係法律でもうて処理されるということじや、公害といった問題から言つた場合にはやはり不足しているのじやないか。こういうふうに考えるのですけれども、それで、はたして厚生大臣が説明されたそれだけで、今後こういった問題について対処できるのでしょうか。その自信はどうですか。

○國務大臣(園田直君) 御指摘のとおりに各所に問題が起ころりますし、悪臭がある場合には必ずこれはガスを伴います。したがいまして、この基本法に示します悪臭に関する法律案は——なくてもいいときめたわけではなくして、おくれで

○戸田鶴雄君 時間がまいりましたから、これでやめますけれども——三日間になりましたけれども、各委員から相当質疑が出されました。御承認のようにだいぶ不足の面があると思う。ですからそういう面については今後、厚生大臣が口頭でお約束しましたように、そのような点は改廃あるいは改善に向けて大いに努力をしたい。こういうふうなと申しておったわけですから、そういう点については十分ひとつ配慮をしていただきまして、この法律をきっかけにして公害の防止策がとれるよう、ぜひひとつお願いして、これで私の質問を終わりたいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あれ

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見の方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○戸田篤雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、大気汚染防止法案、騒音規制法案の両法案に対する、反対の立場から討論を行なるものであります。

まず、両案に共通する反対の理由についてであります。

両法案の審議を通じて明らかなどとく、反対の理由は、依然として公害行政の一元化が唐突すぎ、立案の過程における各省の権限の争いが、なまの形で法案にあらわれているのであります。法案に盛られた一つ一つの規制内容の欠点も、一に、この公害行政の乱立、多元化が原因であるといつても過言ではないのであります。

第二の理由は、両案の第一条（目的）には、「生息環境の保全にあたっては産業の健全な発展との調和をはかる」旨の規定がありますが、過ぐる等

五十五国会で提案したが、我が日本社会黨の公害対策基本法の精神に照らしても、このような産業保護の名分のもとに国民の生活環境を犠牲にしかるべきような規定には反対せざるを得ないのであります。

第三は、公害発生施設の届け出制では、公害発生防止のための事前規制について万全を期しがちが多い。厚生省試案では許可制をとっていたが、結局的には届け出制となっているのであります。法案の中の質疑の中で、厚生省は、届け出制でも規制の中の効果においては変わることろがないと答弁しているのであります。法理上は許可と届け出は性格を異にしているはずであります。したがつて、規制の効力も違ってくるはずであります。

次に、大気汚染防止法案についてであります。電気、ガス事業については、本法案の規制措置の重要な部分が適用除外となっていることであります。

す。電気事業(現在は火力発電が主力)は、鉄鋼業と並んで大気汚染の元凶の一つであります。すなわち、大気汚染の主要原因たる亜硫酸ガスの排出量は、他産業に比して火力発電所が圧倒的に多い 것입니다。これが知事の規制権限の中でも特に重要な部分であります。施設の届け出、構造の変更命令、改善命令、事故時の届け出、特定有害物質事故時の措置についての知事の勅告については本法案の適用が及ばないのであります。さらに、電気事業法の定むるところによりまして通産局長の権限のもとに置かれているのであります。公害行政のようすに住民の公衆衛生、福祉に密接いたしました行政の権限は都道府県知事に与えるべきであると思ふのであります。電気事業についても知事にすべての権限を与えるべきであると思うのであります。ガス事業法についても同様の考え方を持つておるのであります。

反対の第二は、自動車排出ガスの規制の体制が

不十分であるといふことであります。排出ガスの許容限度は「運輸大臣が厚生大臣の意見を聞いて定める」と規定しておりますが、事、人間の健

康と生活環境に関することにつきましては、厚生大臣がニシアチブを持って決定すべきであると思ふのであります。「厚生大臣の意見を聞かなければならぬ」と定めてあっても、それが必ずしも一〇〇%尊重されるかどうかは保証がないのであります。自動車産業の経済的理由によつて許容限度が事業者サイドで決定されるおそれがあるからであります。

次に、騒音規制法案についてであります。国民が最も悩まされております自動車騒音、新幹線騒音、航空機騒音について、ほとんど規制措置が講じられていないことがあります。現在、航空機騒音につきましては、公共飛行場周辺における騒音防止法、日本に駐留する米軍の行為による損失特別補償法によって特定期の施設——学校、病院や、農業などに対する損失補償制度はあります。が、適用範囲も狭く、適用条件もきびしく、一般住民の生活妨害についてはほとんど対策が講じら

れておらないのが現状であります。また、新幹線騒音につきましては、軌道や車両の材質、構造の改善を行なつておりますけれども、沿線住民

に対する騒音からの保護措置が講じられていない現状であります。このことにつきましては、目下国鐵当局におきましても努力をしておるという先ほどの答弁でありますので、一応そのことに期待を寄せているのでござりますが、さらに、この自動車道の建設につきましても、騒音防止についての配慮もなく、国土を縦横断している現状であります。車両そのものにつきましては、わざかにエンジン、マフラーの構造基準が示されているにすぎないであります。実際に多量の騒音をまき散らしているのが現状でございます。したがつて、これらの未規制騒音も取り入れまして、騒音防止の総合立法を行なうべきであると思うのであります。が、騒音規制法案はその機能を十分果たさない状況にあると思ふのであります。

以上の理由から大気汚染防止法案及び騒音規制法案に反対いたすものであります。

○原田立君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております大気汚染防止法案並びに騒音規制法案について反対の意を表明し、以下大事な項目について討論をいたしたいと思います。

わが国の公害対策実施法が第一歩を踏み出すと

いう國民注視の二法案が、厚生省原案より大きくなっています。私は、このことにつき非常に

後退し骨抜きとなつてゐることは、まさに残念なことです。私は、このことにつき非常に

疑義と不安を感じます。それは、法律

はその実効があることが大切であります。それは、法律

はその実効があることが大切であります。それが、本法案がその運用面において許可制より届け出制へと後退したことは、現状よりも悪くしないという消極的な考え方であり、基本法の精神、すなわち国民の健康を保護する精神を軽視するものと言わざるを得ません。

騒音規制法案では、その基準設定を厚生大臣の

ほか、通産、農林、運輸、各大臣がその責任者と複雑にいたしております。自動車排気ガスの規制

して追加されていることは、騒音規制をますます

めで不満であります。

このようにして、公害対策にはとんと前進

が見られないと言つても過言ではなく、公害基本法に基づく実施法の制定によって、公害対策の強化を期待した国民に大きな失望を与えるものであります。国民の健康や生活環境を守るためにいろいろな公害対策が各省の権限争いの道具となることは断じて許されません。

最後に、政府は今後特に厚生大臣の意見を十分尊重し、より前向きな姿勢で各種の公害対策に取り組むことを強く要望して、私の反対討論を終ります。

○委員長(松澤兼人君) 他に御意見もないよう

ございませんが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 他に御意見もないよう

ございませんが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○瓜生清君 私は、民主党を代表いたしまし

て、ただいま議題となつております公害防止二法

案について反対の意を表明いたしました。

今回の法案は、通産省、運輸省、建設省など各

省が、それにつながる関係業界の声を反映して抵

抗し、また従来のわが国の維持を強く主張した

ため、調整に難航し、法案の内容は原案より全く

後退し、新規に法案を提出した積極的な理由は失

なことがあります。私は、このことにつき非常に

後退し骨抜きとなつてゐることは、まさに残念なことです。私は、このことにつき非常に

後退し、新規に法案を提出した積極的な理由は失

なことがあります。私は、このことにつき非常に

基本法第十九条に定める公害防止計画の策定についてその促進及び援助につとめること。

一、重油脱硫について研究を促進し、燃料の規制等に対しても特段の配慮をもつて指導につとめること。

一、測定網の整備その他広域汚染対策強化のため国は進んで必要な措置を講ずること。

一、自動車排出ガスについて

(1) 許容限度を定めるときは、運輸大臣は厚生大臣の意見を十分尊重すること。

(2) エンジン、ガス浄化装置についての技術研究を促進することによつて許容限度の引下げに資すること。

(3) 中古車の排出ガスについては定期点検を励行すること等によつて規制の実効を期すこと。

一、本法適用除外にかかる電気事業法及びガス事業法に定めるばい煙発生施設又は特定施設において発生するばい煙又は特定有害物質について、主務大臣及び都道府県知事は緊急時のみならず、相互に緊密な連繋の下にその公害対策に万全を期すること。

一、本法施行の際すでに施行されている条例について、その地域の実情を尊重し、適切な運営指針を行なうこと。

以上でございます。何とぞ御賛成くださるよう、お願ひいたします。

○委員長(松澤兼人君) ただいま述べられました山内君提出の附帯決議案を議題といたします。

山内君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、山内君提出の附帯決議案を議題といたします。

一、本法施行の際すでに施行されている条例について、その地域の実情を尊重し、適切な運営指針を行なうこと等によつて規制の実効を期すこと。

一、本法適用除外にかかる電気事業法及びガス事業法に定めるばい煙発生施設又は特定施設において発生するばい煙又は特定有害物質について、主務大臣及び都道府県知事は緊急時のみならず、相互に緊密な連繋の下にその公害対策に万全を期すること。

以上でございます。何とぞ御賛成くださるよう、お願ひいたします。

○委員長(松澤兼人君) ただいま述べられました山内君提出の附帯決議案を議題といたします。

山内君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手願います。

議旨につきましては、これを十分尊重し、公害対策の整備、充実、強化に遺憾のないよう、一そく努力してまいる所存でございます。

○委員長(松澤兼人君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよに決定いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 次に、騒音規制法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○横山フク君 私は、この際、ただいま可決されまし騒音規制法案に対する各派共同の決議案を提案いたします。

まず、案文を朗読いたします。

○委員長(松澤兼人君) 駒音規制法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の事項について措置を講すべきである。

一、飛行場騒音について、早急に対策の強化をはかること。

一、交通機関等の騒音にかかる公害について、その防止技術に関する研究を促進し、早急に騒音の防止に必要な措置を講ずること。

一、市街地の交通騒音対策について、これを強化し、かつ、必要に応じ、関係法の整備をはかるとともに、深夜騒音について地方公共団体の指導の強化をはかること。

一、住宅と工場の混在地区的工場の移転を促進するために、工場団地の造成に努めること。

一、本法施行の際、すでに施行されている条例については、その地域の実状を尊重し、適切な運営指導を行なうこと。

以上でございます。何とぞ御賛成くださるよう、お願ひいたします。

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。

よつて、山内君提出の附帯決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許可いたします。園田厚生大臣。

○國務大臣(園田直君) ただいまの附帯決議の御

お願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) ただいま述べられました横山君提出の附帯決議案を議題といたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、横山君提出の附帯決議案は本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(松澤兼人君) 横山君提出の附帯決議案を議題といたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 次に、公害対策の整備充実に遺憾のないよう、一そく努力してまいる所存でございます。

○委員長(松澤兼人君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよに決定いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 産業公害及び交通対策樹立に関する調査を議題といたします。

この際、加藤君から発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤シヅエ君 公害対策基本法に基づく公害防止対策の実施については、ただいま可決されましたが、大気汚染防止法、騒音規制法の両法案によるほか、紛争処理、被害者救済制度の確立、工業立地の規制、水質汚濁の防止対策等がさらに必要です。

政府は、これらの公害防止対策を確立し、これを推進する必要がありますので、私は、各派共同で次のように決議案を提出いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 他に御発言もなければ、以上でござります。

ただいまの加藤君提案の決議案の採決をいたしました。

本決議案を本委員会の決議とすることに賛成の

案文を朗読いたします。

公害対策の強化に関する決議(案)

政府は公害対策基本法の実施及びこれに関連する公害対策について、次の事項を促進すべきである。

一、紛争処理・被害救済制度の確立及び工業立地の規制については、早急に法案を提出すること。

二、水質保全対策について

(1) 全国諸河川の汚濁実態調査を拡充し、必要に即して水質基準の設定又は改定を行なうこと。

(2) 水質調査から水質基準の設定に至るまでの期間の短縮につとめること。

(3) 有機水銀等有害物質の排出源及びその流域を徹底的に調査することによつて、公害病の予防に万全を期すとともに、飲料水の汚染地域に對しては、簡易水道等の布設を促進すること。

三、海水油漏対策について

(1) 石油積出港を早急に施設整備港とするため、当該港における精油所の廃油処理施設の設置を促進するとともに、これを臨時備船(スポット船)及び一般船にも利用させる方途を検討すること。

(2) 違法な排油の監視について、航空機、船艇等による協力態勢をさらに強化すること。

(3) 水産物に対する加害者不明の被害について、救済方法を検討すること。

四、産業活動等に伴つて発生する悪臭について、防止技術の開発、規制規準の設定、防止施設の設置・改造の促進に努めること。

右決議する。

以上でござります。

各委員の御賛成をお願いいたします。

方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致でございます。よって、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、厚生大臣から発言を求めておりましたので、これを許します。國田厚生大臣。

○國務大臣(國田直君) ただいまの御決議につきましては、政府としてその御趣旨を十分尊重し、公害対策の強化に一そく努力する所存でございましたので、これを許します。國田厚生大臣。

○委員長(松澤兼人君) 次に、大倉君から発言を求めておりますので、これを許します。

○大倉精一君 当委員会は、昨年の特別国会において、政府に対し交通安全に関する十五項目にわたる要望をいたしましたが、最近交通事故は依然として増加の一途を辿りつてしまつて、まことに憂慮にたえないとこでございます。私は、この際、政府に対し交通安全対策の一そくの推進を求めるため、当委員会として重ねて次のように決議をするよう、皆さま方のお許しを得まして各派を代表して御提案いたすものであります。案文を朗読いたします。

交通安全対策に関する決議案)

最近、自動車台数の急激な増加に伴い、交通事故が依然として増加の一途を辿りつあることは誠に憂慮に堪えないところである。よって、政府は、交通の安全を確保するため、本委員会がさきに要望した諸施策に併せて、左に掲げる措置を強力に推進すべきである。

一、国及び地方公共団体の講すべく交通安全対策の基本を定めるとともに、その総合的な実施を推進する体制を確立すること。

二、自動車運送事業者、特に中小零細事業者について、その運行管理、労務管理及び車輛整備の実状を総点検し、事故防止のため、労働条件の

是正等につき、適切な指導監督を行なうこと。

三、車輌運行関係者に対し順法精神の徹底を図ることともに、無免許運転、飲酒運転及び無謀運転の絶滅に努めること。

四、自動車の構造及び装置の安全性の向上に関する研究開発を促進し、順次、保安基準の規制の強化を図ること。

五、高速自動車道における交通の管理・取締り体制及び救急業務体制を整備するとともに、高速走行に適合するよう、自動車の整備点検基準を強化し、運転者に対する教育を充実する等の措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(松澤兼人君) 他に御発言もなければ、

ただいまの大倉君提案の決議案の採決をいたしました。

本決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致でござります。

ただいまの大倉君提案の決議案の採決をいたしました。この際、政府に対し交通安全対策の一そくの推進を求めるため、当委員会として重ねて次のように決議をするよう、皆さま方のお許しを得まして各派を代表して御提案いたすものであります。案文を朗読いたします。

交通安全対策に関する決議案)

いましたこれらの事項につきましては、政府といつしまして、その御趣旨に沿いまして十分検討いたし、努力をいたしたいと存する次第でござります。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま御決議のご

〔賛成者拳手〕

○委員長(松澤兼人君) これより請願の審査を行ないます。

第八二五号、交通事故を未然に防止するための一大国民運動展開に関する請願外四件の請願を一括して議題といたします。

これらの請願につきましては、委員長及び理事

打ち合わせ会におきまして慎重検討いたしました結果、請願第八二五号、第四七四九号、第四八一四号及び第五一一四号は採択することに意見が一致いたしました。

一、陸上交通安全基本法案(衆)

二、交通安全対策基本法案(衆)

三、右理事会一致のとおり、この請願は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付する要とするものと決定することに御異議ございませんか。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(松澤兼人君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(松澤兼人君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前文

陸上交通安全基本法案

目次

第一章 交通総則(第一条—第九条)
第二章 交通事故に係る負傷者、被害者等の救済(第十一条—第十五条)
第三章 陸上交通安全対策本部(第十六条—第十七条)
第四章 附則

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件

を付託された。

一、陸上交通安全基本法案(衆)

二、交通安全対策基本法案(衆)

第一章 総則

(目的) この法律は、陸上交通の安全に関するものに、その総合的な実施を推進するため必要な体制を確立し、もつて国民の生命、身体及び財産を陸上交通による危害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義) この法律において「交通」とは、道路（道路法昭和三十五年法律第五号）第二条第一号に規定する道路をいう。による交通及び一般船舶の用に供する鉄道又は軌道による交通をいう。

(国の施策) 国は、この法律の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

(地方公共団体の施策) 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、前条第一号に掲げる事項につき必要な施策を講ずるものとする。

(運輸事業者の責務) 運輸事業者は、その事業を営むに際しては、常に交通の安全が確保されるように万全の措置を講じなければならない。

(第五条 運輸事業を営む者は、その事業を営むについては、常に交通の安全が確保されるように万全の措置を講じなければならない。)

(第六条 国民は、交通の安全に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(第七条 政府は、この法律の目的を達成するために必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(第八条 政府は、定期的に、交通事故の発生の状況、交通安全施設の整備の状況その他交通の安全に関する実態の調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

(第九条 政府は、毎年、国会に、交通の安全に関する実態及び政府が交通の安全に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

(第十条 国及び地方公共団体は、交通安全施設を整備するものとする。

(第十一條 國及び地方公共団体は、交通安全施設を充実させるものとする。

(第十二条 國及び地方公共団体は、車両の運転者等の教育を講じなければならない。

(第十三条 國及び地方公共団体は、交通安全対策基本法案の普及徹底を図るため、学校又は地域若しくは職域における交通安全教育の計画的かつ組織的な実施等必要な施策を講ずるものとする。

(第十四条 國及び地方公共団体は、交通安全思想の普及徹底のため、交通規制の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(第十五条 國及び地方公共団体は、交通事故の原因の科学的研究及び交通事故の防止に関する研究等)

(第十六条 國及び地方公共団体は、交通事故に係る負傷者が迅速かつ適切な応急手当及び医療を受けることができるようにするため、救急業務の充実、救急医療施設及び更生医療施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(第十七条 國及び地方公共団体は、交通事故に係る被傷者（その遺族を含む。）に対して迅速かつ適正な損害賠償が行なわれるようにするため、保険、共済等による損害賠償保障制度の充実及び損害賠償の請求に関する援助の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(第十八条 交通の安全に関する総合的な計画の策定及びその実施の推進に関する事務を統一的に遂行するため、別に法律で定めるところにより、総理府の機関として、陸上交通安全対策本部を設置するものとする。

(第十九条 附則) 第二節 交通安全管理基本法案（第二十一条～第二十九条）

(第二十条 附則（第一条～第十二条）

(第二十一条 附則（第三十三条～第三十九条）

(第二十二条 附則（第三十七条～第三十九条）

(第二十三条 附則（第三十八条～第三十九条）

(第二十四条 附則（第三十九条～第四十一条）

(第二十五条 附則（第四十一条～第四十二条）

(第二十六条 附則（第四十二条～第四十三条）

(第二十七条 附則（第四十三条～第四十四条）

(第二十八条 附則（第四十四条～第四十五条）

(第二十九条 附則（第四十五条～第四十六条）

この法律は、公布の日から施行する。

附則

(第一条 総則) 附則

(第二章 附則（第一条～第十二条）

(第三章 附則（第三十三条～第三十九条）

(第四章 附則（第三十七条～第三十九条）

(第五章 附則（第三十八条～第三十九条）

(第六章 附則（第三十九条～第四十条）

(第七章 附則（第四十一条～第四十二条）

(第八章 附則（第四十三条～第四十四条）

(第九章 附則（第四十五条～第四十六条）

(第十章 附則（第四十七条～第四十八条）

(第十一章 附則（第四十九条～第五十条）

(第十二章 附則（第五十一条～第五十二条）

(第十三章 附則（第五十三条～第五十四条）

(第十四章 附則（第五十五条～第五十六条）

(第十五章 附則（第五十七条～第五十八条）

(第十六章 附則（第五十九条～第六十条）

(第十七章 附則（第六十一条～第六十二条）

(第十八章 附則（第六十三条～第六十四条）

(第十九章 附則（第六十五条～第六十六条）

(第二十章 附則（第六十七条～第六十八条）

(第二十一章 附則（第六十九条～第七十条）

(第二十二章 附則（第七十一条～第七十二条）

(第二十三章 附則（第七十三条～第七十四条）

この法律は、公布の日から施行する。

三〇

といふ。)による交通をいう。

二 車両、道路、交通法第二条第八号に規定する車両及び鉄道又は軌道による交通の用に供する車両をいう。

三 指定行政機関、国家行政組織法(昭和二十一年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条第一項に規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

四 指定地方行政機関、指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(国の方務)

第三条 国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方政府の責務)

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、当該地方公共団体の地域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務をする。

(交通施設の設置者等の責務)

第五条 道路(国又は地方公共団体が管理する道路を除く)、鉄道又は軌道を設置し、又は管理する者は、その設置又は管理に係るこれらの施設における交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(車両の製造者の責務)

第六条 車両を製造する事業者を営む者は、その製造する車両の構造及び装置の安全性の向上に努めなければならない。

(運輸事業者の責務)

第七条 運輸事業を営む者は、その事業を営むについては、常に交通の安全が確保されるよう万全の措置を講じなければならない。

(運転者の責務)

第八条 車両を運転する者(以下「運転者」という。)は、車両を運転するにあたつては、歩行者、他の車両等に危害を及ぼさないよう安全な運転に努めなければならない。

(歩行者の責務)

第九条 歩行者は、道路を通行するにあたつては、交通に危険を生じさせないように努めなければならない。

(住民の責務)

第十条 第五条から前条までに定めるもののはか、住民は、国又は地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に寄与するよう努めなければならない。

(施策における交通安全上の配慮)

第十二条 国及び地方公共団体は、その施策が直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として交通の安全に寄与することとなるよう意を用いなければならない。

(国会に対する報告)

第十三条 政府は、毎年、政令で定めるところにより、交通事故の状況、交通の安全に関する施策に係る計画及び交通の安全に関する講じた施策の概況を国会に報告しなければならない。

(第二章 交通の安全に関する組織)

第一節 交通安全対策会議

第十四条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

第二節 都道府県交通安全対策会議

第十五条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

第十六条 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 当該都道府県の地域に係る交通の安全に関する総合的な施策についての計画(以上「都道府県地域交通安全計画」という。)を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 当該都道府県の地域における交通の安全に関する施策の実施に因し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

二 前号に掲げるものはか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に因して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

二 前号に掲げるものはか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に因して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(中央交通安全対策会議の組織等)

第十四条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

二 当該都道府県の区域の全部若しくは一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

三 管轄する指定地方行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

四 事務局長は、総理府総務長官をもつて充てる。

五 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

六 事務局長は、総理府総務長官をもつて充てる。

七 前項に定めるもののほか、事務局の職員は、指定行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

八 前各項に定めるもののほか、中央交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める。

九 (都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十五条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

二 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 当該都道府県の地域に係る交通の安全に関する総合的な施策についての計画(以上「都道府県地域交通安全計画」という。)を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域における交通の安全に関する総合的な施策の実施を推進すること。

三 当該都道府県の地域における交通の安全に関する総合的な施策についての計画(以下「市町村地域交通安全計画」という。)を作成し、及びその実施を推進すること。

四 (市町村交通安全対策会議)

第十七条 市町村は、当該市町村の地域に係る交通の安全に関する総合的な施策についての計画(以下「市町村地域交通安全計画」という。)の作成及びその実施の推進のため、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第十八条 中央交通安全対策会議及び地方交通安

全対策会議(都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議をいう。以下同じ。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長(当該行政機関が国家行政組織法第三条第二項の委員会である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)及び

他の執行機関並びにその他の関係者に対し、資

る。

三 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域の全部若しくは一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 当該都道府県の教育委員会の教育長

三 警視監又は当該道府県の道府県警察本部長

四 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定により指定する市を包括する府県にあつては、当該市の市長又はその指名する職員

六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

七 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

八 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

九 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十一 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十二 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十三 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十四 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十五 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十六 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十七 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十八 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

十九 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十一 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十二 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十三 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十四 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十五 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十六 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十七 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十八 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

二十九 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十一 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十二 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十三 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十四 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十五 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十六 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十七 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十八 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

三十九 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十一 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十二 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十三 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十四 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十五 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十六 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十七 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十八 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

四十九 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

五十 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

五十一 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

五十二 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に係る必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

料の提供その他必要な協力を求めることができ

(交通安全対策会議相互の関係)

第十九条 中央交通安全対策会議は、その所掌事務の遂行について、地方交通安全対策会議に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。

2 都道府県交通安全対策会議は、その所掌事務の遂行について、市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。

3 地方交通安全対策会議は、それぞれ、その所掌事務の遂行について、相互に協力しなければならない。

(中央交通安全対策審議会の設置及び所掌事務)

第二十条 総理府に、附属機関として、中央交通安全対策審議会を置く。

2 中央交通安全対策審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、交通の安全に関する総合的な施策についての基本的事項を調査審議する。

3 中央交通安全対策審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣に意見を述べることができ。

4 中央交通安全対策審議会は、その所掌事務に關し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びにその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(中央交通安全対策審議会の組織等)

第二十一条 中央交通安全対策審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、交通の安全に関し学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 中央交通安全対策審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

5 前各項に定めるもののはか、中央交通安全対策審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方交通安全対策審議会)

第二十二条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域に係る交通の安全に関する総合的な施策についての基本的事項を調査審議させるため、地方交通安全対策審議会を置くことができる。

2 地方交通安全対策審議会は、その所掌事務に關し、内閣総理大臣の長及び内閣総理大臣並びにその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(第三章 交通安全計画)

(交通安全基本計画の作成及び公表等)

第二十三条 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

2 交通安全基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施設を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更について準用する。

(都道府県地域交通安全計画)

第二十六条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画に基づき、都道府県地域交通安全計画を作成しなければならない。この場合において、当該都道府県地域交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

(内閣総理大臣の勧告等)

第二十七条 都道府県の地域に係る交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策

2 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る交通の安全に関する施設を総合的

3 都道府県地域交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県地域交通安全計画を作成したときは、すみやかに、都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村地域交通安全計画を作成したときは、すみやかに、都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第二項及び前項の規定は、市町村地域交通安全計画の変更について準用する。

(実施計画)

第二十八条 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関

4 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村地域交通安全計画を作成したときは、すみやかに、都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第二項及び前項の規定は、市町村地域交通安全計画に基づき、実施計画を作成するものとする。

(都道府県等の要請等)

第二十九条 都道府県知事は、当該都道府県地域交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るために必要な措置について報告を求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ中央交通安全対策会議の意見をきかなければならぬ。

4 前項の規定は、都道府県地域交通安全計画の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関

変更について準用する。

(市町村地域交通安全計画)

第二十七条 市町村交通安全対策会議(市町村交通安全対策会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。)は、都道府県地域交通安全計画に基づき、市町村地域交通安全計画を作成しなければならない。この場合において、当該市町村地域交通安全計画は、交通安全業務計画を作成するものであつてはならない。

2 前項の交通安全業務計画は、次の各号に掲げるべき事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策

2 前号に掲げるもののほか、所掌事務に關して、都道府県地域交通安全計画及び市町村地域交通安全計画の作成の基準となるべき事項

3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交通安全業務計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更について準用する。

(市町村地域交通安全計画)

第二十八条 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関

4 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村地域交通安全計画を作成したときは、すみやかに、都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第二項及び前項の規定は、市町村地域交通安全計画の変更について準用する。

(実施計画)

第二十九条 都道府県知事は、当該都道府県地域交通安全計画に基づき、実施計画を作成するものとする。

(都道府県等の要請等)

第二十九条 都道府県知事は、当該都道府県地域交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るために必要な措置について報告を求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ中央交通安全対策会議の意見をきかなければならぬ。

4 前項の規定は、都道府県地域交通安全計画の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関

路を除く。)、鉄道又は軌道を設置し、又は管理する者(以下「交通施設の設置者等」という。)は、法令の定めるところにより、その設置又は管理に係るこれらの施設における交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(車両の製造者の責務)
第六条 車両を製造する事業を営む者は、その製造する車両の構造及び装置の安全性の向上に努めなければならない。

(車両の使用者の責務)
第七条 車両を使用する者は、法令の定めるところにより、その使用する車両の安全な運転を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(運転者の責務)
第八条 車両を運転する者(以下「運転者」という。)は、車両を運転するにあたっては、法令の定めるところにより、歩行者、他の車両等に危害を及ぼさないよう安全な運転に努めなければならない。

(歩行者の責務)

第九条 歩行者は、道路を通行するにあたっては、法令の定めるところにより、交通に危険を生じさせないように努めなければならない。

(住民の責務)
第十条 第五条から前条までに定めるもののはか、住民は、国又は地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全

(施策における交通安全上の配慮)
第十一条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであることを問わず、一体として交通の安全に寄与することとなるように意を用いなければならない。

(国会に対する報告)
第十二条 政府は、毎年、政令で定めるところにより、交通事故の状況、交通の安全に関する施策に係る計画及び交通の安全に関する施策の概況を国会に報告しなければならない。

第二章 交通の安全に関する組織

第一節 交通安全対策会議

(中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務)
第十三条 総理府に、附屬機関として、中央交通安全対策会議を置く。

2 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関する審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策の実施に關じ、当該都道府県並びに國係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(都道府県交通安全対策会議の組織等)
第十四条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者及び総理府総務長官をもつて充てる。

4 中央交通安全対策会議に、幹事を置く。

5 幹事は、指定行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、中央交通安全対策会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

8 前各項に定めるもののはか、中央交通安全対策会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)
第十五条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 当該都道府県の地域に係る地域交通安全計画(以下「都道府県地域交通安全計画」といふ。)を作成し、及びその実施を推進するこ

と。

1 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域における交通の安全に関する総合的な施

策の企画に關じて審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 当該都道府県の地域における交通の安全に

関する施策の実施に關じ、当該都道府県並びに國係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(市町村交通安全対策会議)
第十六条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

4 中央交通安全対策会議に、幹事を置く。

5 幹事は、指定行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、中央交通安全対策会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

8 前各項に定めるもののはか、中央交通安全対策会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)
第十七条 市町村は、当該市町村の地域に係る地域交通安全計画(以下「市町村地域交通安全計画」といふ。)の作成及びその実施の推進のため、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

条例で定める。

(市町村交通安全対策会議)

第十八条 中央交通安全対策会議及び地方交通安全対策会議(都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議をいう。以下同じ。)は、その所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(前項の規定により設置された市町村交通安全対策会議にあつては、規約)で定める。

2 前項の規定によるほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を設置することができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(前項の規定により設置された市町村交通安全対策会議にあつては、規約)で定める。

4 都道府県交通安全対策会議は、その所掌事務に關する方針を定め、並びにその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

5 特別委員は、都道府県交通安全対策会議が任命する者につき、当該都道府県の知事が任命する。

6 前各項に定めるもののはか、都道府県交通安全対策会議には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

7 特別委員は、都道府県交通安全対策会議が任命する。

8 都道府県交通安全対策会議は、その所掌事務の遂行について、市町村交通安全対策会議に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。

9 地方交通安全対策会議は、それぞれ、その所掌事務の遂行について、相互に協力しなければならない。

(第二節 交通安全対策審議会)
第二十条 総理府に、附屬機関として、中央交通

安全対策審議会を置く。

2 中央交通安全対策審議会は、内閣総理大臣の

諮問に応じ、交通の安全に関する総合的な施策についての基本的事項を調査審議する。

3 中央交通安全対策審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

4 中央交通安全対策審議会は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他他の執行機関並びにその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(中央交通安全対策審議会の組織等)

第二十一条 中央交通安全対策審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、交通の安全に関する学識経験のある者

のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 中央交通安全対策審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

5 前各項に定めるものほか、中央交通安全対策審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(地方交通安全対策審議会)

第二十二条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域に係る交通の安全に関する総合的な施策についての基本的事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、地方交通安全対策審議会を置くことができる。

2 地方交通安全対策審議会は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他他の執行機関並びにその他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第三章 交通安全計画

(交通安全部計画の作成及び公表等)

第二十三条 中央交通安全対策審議会は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

2 交通安全基本計画は、次の各号に掲げる事項

について定めるものとする。

一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施

策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施設を総合的かつ計画的に推進するため

に必要な事項

3 中央交通安全対策会議は、第一項の規定によ

り交通安全部計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全基本計画の変更につ

いて準用する。

(内閣総理大臣の勧告等)

第二十四条 内閣総理大臣は、必要があると認め

るときは、指定行政機関の長(当該指定行政機

関が国家行政組織法第三条第二項の委員会であ

る場合にあつては、当該指定行政機関。以下同

じ)に対し、交通安全基本計画の実施に関する

勧告し、かつ、その勧告によつてとられた措置

について報告を求めることができる。この場合

において、内閣総理大臣は、あらかじめ中央交

通安全対策会議の意見をきかなければならな

い。

(交通安全業務計画)

第二十五条 指定行政機関の長は、毎年、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、交

通安全業務計画を作成しなければならない。

2 前項の交通安全業務計画は、次の各号に掲げ

る事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関する実施計画の作成

二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し

地域交通安全計画についての実施計画の作成

の基準となるべき事項

3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交

通安全業務計画を作成したときは、すみやかに

に、これを内閣総理大臣に報告し、及び都道府

はなければならない。

4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更につ

いて準用する。

(都道府県地域交通安全計画)

第二十六条 都道府県地域交通安全計画は、交通

安全基本計画に基づき、都道府県地域交通安全

計画を作成しなければならない。

2 都道府県地域交通安全計画は、次の各号に掲

げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る交通の安全に関

する総合的かつ長期的な施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の

地域に係る交通の安全に関する施策を総合的

かつ計画的に推進するため必要となる事項

3 都道府県地域交通安全対策会議は、毎年、都道府

県地域交通安全計画についての実施計画を作成

しなければならない。この場合において、当該

実施計画は、交通安全業務計画に抵触するもの

であつてはならない。

4 前項の実施計画は、当該都道府県の地域にお

ける交通の安全に関し、当該年度において該

都道府県の全部又は一部を管轄する指定地方行

政機関及び当該都道府県が講ずべき施策につい

て定めるものとする。

5 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定

により都道府県地域交通安全計画を作成したこ

と、又は第三項の規定により同項の実施計画を

作成したときは、すみやかに、内閣総理大臣

指定期間について定めるものとする。

一 交通の安全に関する実施計画の作成

二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し

地域交通安全計画についての実施計画の作成

の基準となるべき事項

3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交

通安全業務計画を作成したときは、すみやかに

は、当該市町村の市町村長。(以下同じ。)は、都

道府県地域交通安全計画に基づき、市町村地域

交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を設置しない市町村

の市町村長は、前項の規定により市町村地域交

通安全計画を作成しようとするときは、あらか

じめ関係者の意見をきかなければならない。

3 市町村地域交通安全計画は、次の各号に掲げ

る事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る交通の安全に関する

総合的かつ長期的な施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、当該市町村の地

域に係る交通の安全に関する施策を総合的

かつ計画的に推進するため必要となる事項

3 市町村交通安全対策会議は、必要があると認

めるとときは、毎年、市町村地域交通安全計画に

つ計画的に推進するため必要となる事項

4 市町村交通安全対策会議は、必要があると認

めるとときは、毎年、市町村地域交通安全計画に

つ計画的に推進するため必要となる事項

5 前項前段の実施計画は、当該市町村の地域に

おける交通の安全に関する施策を総合的かつ

計画的に推進するため必要となる事項

6 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定に

より市町村地域交通安全計画を作成したとき

又は第四項の規定により同項の実施計画を

作成したときは、すみやかに、都道府県知事に

報告するとともに、その要旨を公表しなければ

ならない。

7 第二項及び前項の規定は市町村地域交通安全

計画の変更について、前項の規定は第四項前段

の実施計画の変更について準用する。

(都道府県知事等の要請等)

第二十八条 都道府県知事は、当該都道府県地域

交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るために

必要があると認めるときは、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長に対しその者が交通の安全に関する事務について必要な要請を、当該都道府県の市町村の市町長その他他の執行機関に対しこれらの者が交通の安全に関する事務について必要な勧告又は指示をすることができる。

2 市町村長は、当該市町村地域交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るために必要なと認めるとときは、当該市町村を包括する都道府県の知事その他の執行機関に対しこれらの者が交通の安全に関する事務について必要な要請を、当該市町村その他の執行機関に対しこそ者が交通の安全に関する事務について必要な勧告又は指示をすることができる。

第四章 交通の安全に関する基本的施策
(交通環境の整備)

第二十九条 国及び地方公共団体は、交通規制の合理化、道路使用の適正化等必要な措置を講ずるため、交通安全施設の整備、交通規制の合理化、道路使用の適正化等必要な措置を講ずるものとする。

第三十条 国及び地方公共団体は、住居地域、商店街等について前項の措置を講ずるにあつては、特に歩行者の保護が図られるように配慮するものとする。

(交通の安全に関する知識の普及等)

第三十一条 国及び地方公共団体は、交通の安全に関する知識の普及及び交通の安全の思想の高揚を図るために、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(車両の安全な運転及び車両の安全性の確保)

第三十二条 国及び地方公共団体は、車両の安全な運転及び車両の安全性の確保を図るために、運転者教育の充実、運転免許制度の合理化、車両

の運転の管理の改善、運転者に係る労働条件の適正化、車両の構造及び装置の改善、車両の検査の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(交通秩序の維持)

第三十三条 国及び地方公共団体は、交通秩序の維持を図るために、交通の取締り等必要な措置を講ずるものとする。

(救急医療の充実等)

第三十四条 国及び地方公共団体は、交通事故に係る被害者(その遺族を含む)に対する損害賠償の適正化を図るために、自動車損害賠償保障制度の充実、損害賠償請求に対する援助等必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第三十五条 国及び地方公共団体は、交通の安全に関する科学技術の振興を図るために、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、民間における技術開発の促進等必要な措置を講ずるものとする。

(民間の交通安全活動の促進)

第三十六条 国及び地方公共団体は、交通安全の思想の普及その他の交通の安全に寄与する民間の自主的な活動の促進を図るために、当該活動を行なう者を網羅する推進組織の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(第五章 財政措置等)

第三十七条 国は、地方公共団体が交通の安全に関する施策を講ずるために要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる

よう努めるものとする。

(事業者に対する助成)

第三十八条 国及び地方団体は、交通施設の設置について、必要な金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第六章 雜則)

第三十九条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(政令への委任)

第四十条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の項の次に次のように加える。

1 陸上交通安全対策基本法(昭和四十三年法律第二百一十七号)の規定によりその権限に属せしめたられた事項を行なうこと。

中央交通安全対策基本法(昭和四十三年法律第二百一十七号)の規定によりその権限に属せしめたられた事項を行なうこと。	中央交通安全対策基本法(昭和四十三年法律第二百一十七号)の規定によりその権限に属せしめたられた事項を行なうこと。
中央交通安全対策基本法(昭和四十三年法律第二百一十七号)の規定によりその権限に属せしめたられた事項を行なうこと。	中央交通安全対策基本法(昭和四十三年法律第二百一十七号)の規定によりその権限に属せしめたられた事項を行なうこと。

五月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、交通事故防止のため自転車に尾灯常備等に關する請願(第四七四九号)

二、交通安全施設整備促進に関する請願(第四八四七号)

一、練馬グランドハイツ汚水処理場(東京都練馬区)改善に因する請願(第五一一四号)

馬区)改善に因する請願(第五一一四号)

交通事故防止のための自転車に尾灯常備等に因する請願

請願者 新潟県南魚沼郡塙沢町大字大沢四

紹介議員 小柳牧衛君

交通事故防止のため、自転車に左記の装備を設けよう法制定されたい。

一、夜間、自転車の後方が、うしろからよく見えるよう尾灯を常備すること。

二、自転車に方向転換のための方向信号(左右に矢印が出るようにする)と、停車するための停車信号灯とを設けること。(各信号を操作するには、自転車のハンドルの部分に乾電池を装置し、これを利用する)

第三回中央交通安全対策協議会の開催に因する請願

請願者 宮崎市橋通二ノ一〇ノ一宮崎県議

会議長 川越石男

紹介議員 温水三郎君 平島敏夫君

第四八四七号 昭和四十三年五月十四日受理
交通事故施設整備促進に関する請願

請願者 宮崎市橋通二ノ一〇ノ一宮崎県議

会議長 川越石男

紹介議員 温水三郎君 平島敏夫君

交通事故対策の万全を期するため、「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」及び「通学路にかかる交通安全施設等の設備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法」の期限延長による関係諸事業の継続実施並びに一般公共事業等をもつてする施設整備の促進について特段の配慮をされたい。

第五回中央交通安全対策協議会の開催に因する請願

請願者 第五一一四号 昭和四十三年五月十六日受理

練馬グランドハイツ汚水処理場(東京都練馬区)改

善に関する請願

請願者 東京都練馬区旭町四二三 遠藤昭

五郎外三百八名

紹介議員 木村美智男君

練馬グランドハイツ周辺の住民は過去十年間ハイツ汚水処理場から発生するハエや悪臭に悩まされてきたが、最近は特に設備の老化による処理能率の低下と付近の住宅の密集化等の要条件が重なつて被害の範囲も拡大しているから、早急に施設の改善を含めて問題の解決を図られたい。

昭和四十三年六月五日印刷

昭和四十三年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局